



台北市日本工商会

**2023**

---

台湾政府政策に対する台北市日本工商会の提言と要望

# 目次

|  |    |
|--|----|
| 1. はじめに                                      | 1  |
| 2. 主要なる政策提言 「長期的な日台協業ビジョンの共有とその実現に向けた提言」     | 2  |
| 1. 日台協業の目指す姿                                 | 4  |
| 1) 経済  | 4  |
| ●経済連携協定等への加入に向けた活動加速                         | 4  |
| ●日台連携による第三国市場の開拓                             | 4  |
| 2) 企業  | 5  |
| ●日台半導体サプライチェーンの構築                            | 5  |
| ●新エネ・省エネ・脱炭素関連産業の育成                          | 5  |
| ●IoT・DX関連産業での日台連携強化                          | 6  |
| ●医療関連産業での日台連携強化                              | 7  |
| ●交通関連産業等の転換促進                                | 7  |
| 3) 人材  | 8  |
| ●日台間の人材交流及び育成の促進                             | 8  |
| 2. 目指す姿の実現に向けた提言                             | 8  |
| 1) インフラ面                                     | 8  |
| ●国際的競争力のある電力の安定供給                            | 9  |
| ●安定した水供給                                     | 10 |
| 2) 人材面                                       | 10 |
| ●外国人労働者の受入れ強化や出生率向上                          | 11 |
| ●労働者の働き方多様化や省人化・無人化推進                        | 11 |
| 3) 制度面                                       | 12 |
| ●日系を含む外資企業が進出・投資しやすい制度                       | 12 |
| ●イノベーションを促進する制度                              | 13 |
| 3. 2022年「白書」個別要望事項の台湾政府からの回答に対する台北市日本工商会評価報告 | 15 |
| 4. 2023年「白書」要望事項一覧表                          | 17 |
| 5. 2023年要望事項                                 | 19 |
| 【1】主要なる政策提言に関連する全体テーマ（人材・インフラ）               | 19 |
| 【2】主要なる政策提言に関連する全体テーマ（制度）                    | 22 |
| 【3】インフラ投資と投資環境の改善について                        | 27 |
| 【4】エネルギー政策について                               | 29 |
| 【5】自動車・二輪車業界振興策について                          | 38 |
| 【6】医薬制度について                                  | 41 |
| 【7】たばこ/酒/食品等の規制について                          | 45 |
| 【8】建設工事関連について                                | 49 |
| 【9】金融財務について                                  | 55 |
| 【10】知的財産権利について                               | 62 |
| 【11】その他全般について                                | 64 |

# 1. はじめに

2年半にも及ぶCOVID19による人流の停滞。誰もがこんなに長く続くとは思わなかったのではないだろうか。この影響で世界各国の経済成長が大きく阻害された一方、人と人との繋がりに改めて光が当たった。この苦しい時間を台湾は適切な防疫対応に加え、半導体を中心としたIT分野が軸となり着実に経済成長を続けたことは世界に誇れることと考えている。また、昨今は、米中関係の悪化やウクライナ情勢など大きく世界情勢が揺れ動いている。その中でも独自の価値を確立し、世界でも存在感を高める台湾に称賛の念を持っている。

今年度も台北市日本工商会は会員各社の要望や問題を取りまとめ、台湾政府への政策提言として「2023年白書」を取りまとめることができた。まずは本件に協力いただいた会員企業にお礼を申し上げたい。

日本と台湾は、正式国交断交後も50年以上に亘って良好な関係を築いてきた。今年は日台の「新たな50年」が開始した2年目となるが、現在、世界情勢が大きな変革期に入っている。かかる環境下において、双方の発展および信頼関係の更なる構築のために、日本と台湾で長期的なビジョンを共有しつつ、着実に協業関係を深化していくことが重要だと考える。

こうした状況を踏まえて、今年の主要なる政策提言は、これまでの構成から変更を行い、「日台協業の目指す姿」と「目指す姿の実現に向けた提言」の2部構成とした。「日台協業の目指す姿」では、経済、企業、人材の3点について、日本と台湾が協力して目指すべきビジョンを示し、双方でそのビジョンを共有することを目的としている。「目指す姿の実現に向けた提言」では、「日台協業の目指す姿」で示した目指すビジョンを実現するために、台北市日本工商会として必要と考える施策等についての提言を記載している。

昨年は白書提出後、政府には数多くのフェイストゥフェイス会議の開催等、柔軟かつスピーディーなご対応を頂くと共に、多くの成果が出ていることに感謝している。今年はさらにスピード感と具体性、透明性のある政策執行力の強化をお願いしたい。

台北市日本工商会  
理事長 竹田 亨  
2023年10月6日

## 2. 主要なる政策提言

### 「長期的な日台協業ビジョンの共有とその実現に向けた提言」

#### 1. 日台協業の目指す姿

##### 1) 経済

- 経済連携協定等への加入に向けた活動加速
- 日台連携による第三国市場の開拓

##### 2) 企業

- 日台半導体サプライチェーンの構築
- 新エネ・省エネ・脱炭素関連産業の育成
- IoT・DX関連産業での日台連携強化
- 医療関連産業での日台連携強化
- 交通関連産業等の転換促進

##### 3) 人材

- 日台間の人材交流及び育成の促進

#### 2. 目指す姿の実現に向けた提言

##### 1) インフラ面

- 国際的競争力のある電力の安定供給
- 安定した水供給

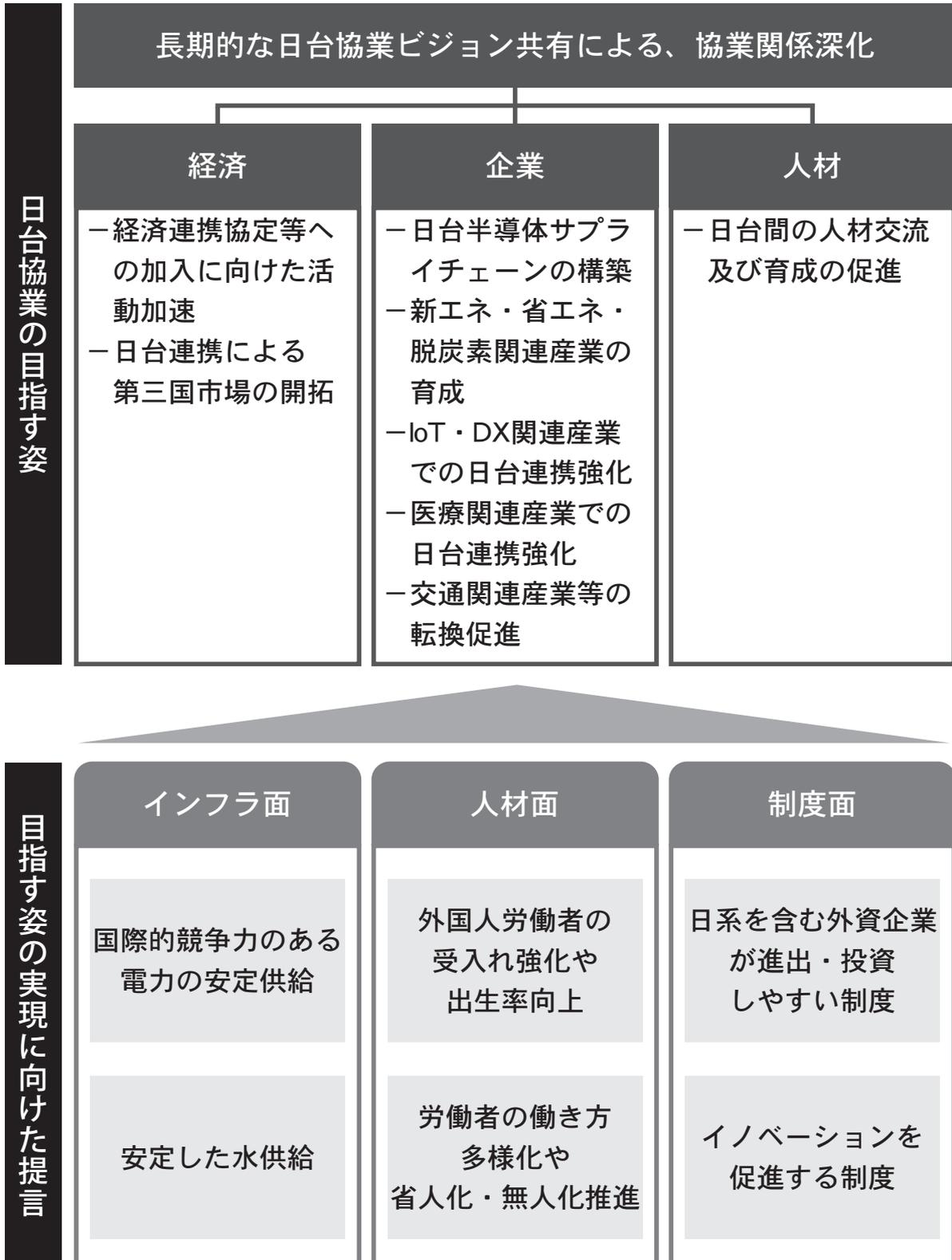
##### 2) 人材面

- 外国人労働者の受入れ強化や出生率向上
- 労働者の働き方多様化や省人化・無人化推進

##### 3) 制度面

- 日系を含む外資企業が進出・投資しやすい制度
- イノベーションを促進する制度

### 主要なる政策提言の全体構成



## 1. 日台協業の目指す姿

### 1) 経済

#### ● 経済連携協定等への加入に向けた活動加速

地域間での経済連携協定の締結が進むなか、台湾が主要国間で締結している協定はニュージーランド、シンガポール、中国のみである。しかも、中国との間のECFAの後続協議も進んでいない。貿易に関する競争条件が他国に比して劣る状況は、輸出主導型の台湾にとって深刻な問題であると共に、日本を含む外資導入の阻害要因にもなり得る。

こうした中で、台湾が2021年9月にCPTPPへの加入申請を行ったことに対し、日本政府は台湾の加入申請を歓迎するとのコメントを出している。台北市日本工商会としては、台湾のCPTPP加入実現に向けて、日本政府の積極的な支援を希望する。先般、英国の加入承認がなされ、今後次の加入メンバーに関する本格議論が始まることから、台湾政府における積極的な働きかけや条件の整備も期待したい。

とりわけ昨今は、米国や欧州、日本等の西側諸国とロシアや中国等との対立が激しくなりつつあり、台湾経済の安定のためにも他国との経済連携協定締結は重要と考える。特に西側諸国は高まる経済安全保障上のニーズにより、半導体等の重要産業を擁する台湾のこうした動きを支持する傾向が益々強くなろう。よって、台湾政府には、このような追い風や環境の変化をとらえ、CPTPPのみならず、IPEFへの参加や、日本や他国とのEPA・FTAの締結に向けた活動も引き続き進めていただきたい。

また、日本を含む諸外国に対しては、こうした活動への積極的な後押しを強く希望する。

#### ● 日台連携による第三国市場の開拓

台湾政府は新南向政策としてASEAN10カ国と南アジア6カ国、オーストラリア、ニュージーランドの18カ国を対象とした交流促進を打ち出しており、この方針は、今年も継続している。

日台企業双方にとって新南向政策の対象地域は、日台企業連携による新たなビジネス拡大が期待できる地域であり、台北市日本工商会としては本政策を支持している。

台湾政府においては新南向政策に関し、日本企業と台湾企業との間でどのような連携が期待されるか、より具体的な検討とそれに基づく施策の提示をお願いしたい。

また、この取り組みを中心的に行っている台湾企業や機関と日本企業とのマッチングの推進等により、こうした取り組みがより活発化することを期待したい。

## 2) 企業

### ● 日台半導体サプライチェーンの構築

台湾は世界的な半導体生産基地として極めて重要になっており、更にその重要度は年々増している。こうした中で、日本企業は多くの半導体を台湾から調達しており、日本企業にとっての台湾の重要性は益々高まっている。一方で、日本には半導体材料や生産設備等において世界的に高い市場シェアを有する企業も多く、既に多くの企業が台湾に進出して、台湾における半導体サプライチェーンにおける重要な役割を担っている。

また、TSMCが日本の熊本に半導体工場、つくばに半導体の後工程に関する研究開発センターを設立する等、日本における日台連携も強まっている。日本政府は経済安全保障上からも日本国内での半導体生産能力向上に力を入れており、自動車や産業機器等の用途に応じた半導体の日本での開發生産等、日台間における半導体開発及び生産の役割分担及び連携も期待したい。

### ● 新エネ・省エネ・脱炭素関連産業の育成

日本と台湾は、共にエネルギー資源に乏しい点で類似しており、これまで日本が台湾に先駆けて培ってきた新エネ、省エネ、脱炭素等のノウハウを双方で共有することで、台湾に対して大きな貢献が出来るものと考えられる。

台湾政府は、2022年3月30日に「臺灣2050淨零排放路徑及策略總說明（台湾の2050年ネットゼロエミッションに向けたロードマップ及び戦略全体解説）」を公表し、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする政策を掲げると共に、2023年1月には「氣候變遷因應法（気候変動適応法）」が制定され、温室効果ガス排出量のモニタリングや炭素税の導入等が予定されている。

こうした中で、今後台湾では、太陽光発電や洋上風力等の再生可能エネルギー（以下、再エネ）発電所の積極的な建設推進、火力発電所へのCCUS技術の導入、エネルギー源としての水素の本格導入等が推進される。また、再エネの拡大に対応して、再エネの給電線網整備や高圧直流送電の実現検討等によって再エネ電力給電容量の拡大を図ると共に、電力網のデジタル化推進や柔軟性の向上、VPP（Virtual Power Plant）やマイクログリッド、蓄電システム等との連携強化によ

り、電力網の強靱性の向上も計画されている。

こうした中で、日本企業は、既に台湾の太陽光発電や洋上風力発電事業への参入を進めている。また、火力発電におけるアンモニアや水素の混焼、CCUS技術の研究開発、VPPやマイクログリッド、蓄電システム等と組み合わせた電力の安定供給に資する電力網整備等に関する実証実験も日本国内外で数多く実施している。このように、2050年に向けた温室効果ガス排出削減と電力の安定供給という2つの難しい課題解決に向けた技術やノウハウを日本は豊富に有しており、台湾に大きな貢献が可能である。

一方で、台湾は日本の約12%のGDP規模であるのに対し、電力消費量は日本の約30%と非常に多くなっている。また、日本は2011年の東日本大震災後に省エネ導入が進み、電力消費量は減少傾向にある一方、台湾は未だ増え続けている。半導体工場等の産業用途の電力需要が旺盛であるという事情はあるものの、省エネ技術の導入による総電力需要の削減余地は大きいと考える。

以上の状況を鑑み、今後、日本企業が有する再エネや脱炭素、省エネ技術の導入が台湾において積極的に行われ、日台一体となった脱炭素社会の実現に向けた動きが加速することを期待する。

## ● IoT・DX関連産業での日台連携強化

台湾政府は6大核心戦略産業において「情報デジタル関連産業」「5G、DX、情報セキュリティ産業」を挙げており、今後の重点発展産業として非常に重視していると共に、DX分野におけるベンチャー企業も多数立ち上がってきている。また、これらを推進するために必要な半導体等の電子部品やサーバー、ルーター、小型基地局等のハードウェアの分野において高い世界シェアを有する台湾企業も数多い。

一方で、日本では、デジタルトランスフォーメーション（DX）の流れが加速し、DX1.0（コスト削減）からDX2.0（新たな事業創造）、そしてDX3.0（社会の変革）へと潮流が移る中で、IoT技術を活かした社会インフラ整備に向けた取り組みが出始めている。こうした中で、システムソリューションやソフトウェア分野に強みを有する企業も多い。また、ポスト5Gとなる第6世代移動通信システムの研究開発も活発化してきている。

以上の状況を踏まえて、日本のシステム・ソフトウェア分野の技術及びノウハウと、台湾のDX関連ベンチャー企業が有する革新的な技術や台湾企業が伝統的に強いハードウェア分野の強みを組み合わせることで、IoTやDX分野での新たな産業を

創出すると共に、安価且つ安全安心なスマートシティ等の新しい都市や社会システムを構築することが可能となろう。今後、日台企業の協業によって、こうした新しい産業の創出や社会の仕組みが実現されることを期待したい。

## ● 医療関連産業での日台連携強化

台湾政府は6大核心戦略産業の1つにバイオメディカル産業を掲げている。こうした中で、台湾は医療水準だけでなく、医薬や医療機器産業のレベルも高いものがある。

一方、日本は医療機器の分野で世界的に高い市場シェアを有する企業や、医薬品の分野でもアジアを代表する企業が多数存在し、再生医療やがん治療等の先端医療でも世界をリードしている分野は少なくない。

このうち、医療とDXを組み合わせた分野では、台湾が先行している分野も多い。例えば、電子カルテの導入やコロナ禍における遠隔医療の推進等については、台湾の方が進んでおり、日本企業が台湾の病院や企業と組んで台湾にて事業展開を行い、それを日本に逆輸入するということも考えられよう。一方で、再生医療の分野では、日本は台湾よりも進んでおり、日本の新しい技術を導入したい台湾企業も少なく無い。このように、従来の医療や医薬品、医療機器分野だけでなく、医療DXや再生医療等の新しい分野での日台協業も期待される場所である。

今後、日本、台湾共に急速に高齢化が進む中で、医療関連分野での取り組みは非常に重要となる。日台企業が連携して、こうした問題解決に向けた取り組みを加速していくことを期待する。

## ● 交通関連産業等の転換促進

先に取り上げた「臺灣2050淨零排放路徑及策略總說明」においても、台湾政府は2030年に市内バス及び公用車の全面電動化と乗用車及びバイクの新車販売台数の各々30%、35%を電動化、2040年に新規販売する自動車及びバイクを全面電動化、2050年には全自動車に占める電動車の比率を90～95%にする目標を掲げている。また、この計画通りに電動化が進むと、充電スタンド等のインフラ整備も極めて重要となってくることから、EV充電スタンド整備に関する補助金等の優遇措置も必要ではないか。一方で、電動車の製造に関しては、台湾ではMIHが組織されて100社近い日本企業が加盟しており、既に高雄市に電動バスを納車するなど、着実に実績を積んできている。更に、2050年のカーボンニュートラル及び電動車比率

目標達成のためには、既存車両の環境対策や廃車促進といった施策も重要となる。

日本には自動車部品や電子部品を含めた電動車両や充電インフラの分野で強みを有する企業が数多く存在する。こうしたことから、日台が連携することで、電動車両や充電インフラの開発及び生産を加速させることが可能であり、ひいては台湾における輸送機器の電動化推進にも繋がる。

今後、こうした分野においても、日台企業が連携しつつ、新たな産業集積を作り、社会インフラを構築していくことを期待する。

### 3) 人材

#### ● 日台間の人材交流及び育成の促進

日台間の人的交流は非常に盛んで、コロナ前の2019年には日台間合計で708万人と、10年間で3倍弱にまで増えていた。日台間の交流が正常化した中で、特に台湾からの日本への来訪者数は大きく回復している一方で、日本から台湾への来訪者数は未だ回復途上であり、今後、相互の人材交流が更に活発化することを期待したい。

また、従来から台湾には日本留学経験者等の知日派人材が多く、日本企業のビジネスを支えてきた。今後も、こうした知日派人材の更なる拡充が重要である。一方で、日本人に台湾のことをもっと知ってもらうことも重要である。これらのためには、日台双方において交換留学や修学旅行等が更に活発化すると共に、留学生に対する奨学金制度や日台企業と学生とのマッチングの拡充を求めたい。日本における海外留学希望者にとって台湾は重要な地域であることから、台湾政府に対しては、より積極的に日本人を台湾に呼び込むための各種施策の推進を期待したい。また、日本人学校や、台湾の大学等研究機関の日本研究に対する継続支援にも期待したい。

他方、日本企業としては、日台企業間の人材交流や、日本に留学した台湾人の積極的な採用等により、多様化を推進していきたい。

## 2. 目指す姿の実現に向けた提言

### 1) インフラ面

台湾への日本企業の投資は引き続き活発に行われており、2022年には約17億米ドルと史上最大金額を記録した。こうした日本企業の積極的な投資は、「1. 日台協業の目指す姿」で挙げた経済、企業、人材面での日台協業を後押しするものであるが、台湾に投資する日本企業では電力、水、人材、労働力、土地不足を意味する「5欠」に対する懸念

が言われている。ここでは、この5欠のうち、特にインフラ面として懸念が大きい電力と水について提言を行う。

## ● 国際的競争力のある電力の安定供給

電力の安定供給は日本企業のみならず、台湾にて事業を行なうすべての企業にとって最低限の要求事項である。しかしながら、台湾における電力供給は、2021年5月、2022年3月と、最近、大規模停電が連続して発生しており、電力の安定供給に対する不安が高まっている。

こうした中で、電力需要は引き続き増加しており、今後も半導体を中心とした投資増や、外資企業の新規進出、台湾企業の回帰投資等により、電力需要は更に増えることが予想される。一方で、電力供給は、環境負荷の少ないガス火力と再エネの増強が行われる予定である。この方向は間違いではないが、電力需給バランスのひっ迫が懸念される中で、現状10%弱の発電量を占めるベースロード電源である原子力発電を2025年に完全停止し、石炭火力も大幅に削減する中で、発電量が不安定な再エネ比率の増加や、ガス火力の燃料である天然ガスの国際価格急騰の影響が懸念される。また、2025年までのエネルギーミックスの急激な変更が果たしてスムーズに進むかという不安もある。

また、再エネ比率の上昇に伴う送配電網への負荷上昇も懸念される。そもそも、台湾の送配電網には不安があり、最近の大規模停電事故も変電所が原因となっている。また、大規模発電所が中南部に多いため、中南部から北部への送電網の脆弱さも指摘されている。こうした中で、今後、太陽光発電や洋上風力発電が次々と系統連系した場合に、電力系統の安定性が懸念される。

以上のことから、電力の安定供給と環境負荷軽減の両立を図るためには、既存の火力発電所への脱炭素設備の導入や、アンモニアや水素混焼等といった対応も重要となつてこよう。また、電力系統の整備やメンテナンスの推進、蓄電システムやスマートグリッドの整備等、送配電網の強靱性向上も重要となる。これらの分野は、日本が先行してノウハウを蓄積しており、日本の技術導入も積極的にお願いすると共に、日本を含む海外製品もバランスよく取り入れて頂きたい。

在台湾日系企業の中では、カーボンニュートラルに向けた取り組みも重要だが、その前に電力の安定供給をお願いしたいという声もある。国際的競争力のある電力の安定供給は台湾での事業環境の大きな優位性であることから、台湾政府による早期且つ抜本的な対応をお願いしたい。

一方で、省エネの推進も台湾にとって重要である。台湾政府は今年7月に2023～2029年までの電力需要量の年平均伸び率を従来の2.3%から2.03%に引き下げたものの、台湾における電力消費量が継続的に増えていく状況は変わっていない。台湾政府には、省エネ家電や設備投資への補助金拡充や、ビルの設定温度の引き上げ等といった企業や市民へのより一層の啓蒙活動をお願いしたい。

## ● 安定した水供給

例年台湾は中南部を中心に水不足に悩まされており、生活用水のみならず、工業用水の安定供給にも不安が大きい。水不足は、日本企業のみならず、台湾の基幹産業であり大量の水を必要とする半導体産業にとっても大きな問題である。以上のことから、台湾政府には中長期を見据えた抜本的な対応を要望する。

台湾政府には、浚渫等の既存ダム活性化による貯水量拡充や、地域間の水の融通、伏流水の活用等の対応に加えて、降水量に左右されない水供給の仕組みとして再生水プラントと海水淡水化プラントの整備を要望する。このうち、再生水プラントについては、南部サイエンスパーク等で導入が始まっているが、こうした再生水利用に対するインセンティブ導入や再生水導入に関する投資補助等といった措置を要望する。一方、海水淡水化プラントについては、これまで離島での導入が中心であったが、台湾本島への導入も積極的に進めることを要望する。消費電力が大きいという課題はあるものの、日本の技術も活かせる分野であり、技術や運営面での日台協業事例にもなろう。

## 2) 人材面

人材や労働力は、先に述べた5欠でも懸念されているところである。台湾では2025年には65歳以上の人口の割合が全人口の20%に達し、世界保健機関（WHO）が定義する「超高齢社会」に突入しようとしている。一方で、2022年の合計特殊出生率は0.87と、3年連続で1を割り込んでおり、今後、台湾の少子高齢化は一層加速することが予想される。少子高齢化の加速に伴い労働力の減少も加速していくと考えられるが、こうした中でも産業を活性化し、経済成長を維持していくために、減少する労働力を何らかの形で補填していく必要がある。労働力補填の方法としては、労働人口自体を増加させる方法と、一人当たりの労働生産性を上げる方法の二つがあると考えられる。二つの方法それぞれについて、台湾政府として目指す方向性や目標についての提言を行う。

## ● 外国人労働者の受入れ強化や出生率向上

労働人口自体を補填する方法においては、外国人労働者の受け入れ強化や、出生率の上昇が有効と考えられる。

まず、外国人労働者については、台湾政府は外国人労働者を積極的に受け入れてきた。2020年以降は、新型コロナウイルスの影響により外国人労働者が台湾に入ることが出来ずに労働力不足となっていたものの、昨年末から徐々に外国人労働者（産業移工および社福移工）の数が回復し始めており、今後も受け入れを拡大することが期待される。但し、現状で台湾における労働力不足は続いており、台湾政府として外国人労働者の受け入れに関する具体的な目標、受け入れ拡大方針、外国人労働者が長く働ける環境づくり等に関する政府の更なる取り組み強化をお願いしたい。

出生率については、台湾政府はこれまでも、出生時奨励金や育児手当等の給付策を推進してきたが、少子高齢化が進む現状を鑑みると改善の余地は大きいと考えられる。少子化対策で先行する欧州では北欧における取組が先行していたが、最近ではフランスやドイツ等でも充実した児童手当や父親の育児休暇取得促進等によって、出生率が上昇している。若者・子育て世代の所得を向上させ、若い世代が子どもを産みたいと思った際に希望をかなえられるような環境づくりについて、台湾政府の抜本的な改革を期待したい。

## ● 労働者の働き方多様化や省人化・無人化推進

一人当たりの労働生産性を上げる方法においては、労働者の多様な働き方を許容する制度作りや、省人化・無人化の推進が有効と考える。

まず、多様な働き方について、世界では、フレックス勤務や時短勤務、在宅勤務等、各従業員のリフスタイルに合った働き方が一般的になってきている。この潮流は、新型コロナウイルスの影響による在宅勤務の普及により、より顕著になった。しかしながら、台湾では在宅勤務を始めとする多様な働き方が普及しているとは言い難い状況である。多様な働き方の推進に向けて、企業によるセキュリティ保護がなされたシンククライアント端末の従業員への貸与や、電子押印を始めとするペーパーレス化の推進といった環境整備の支援を台湾政府として進めて頂きたい。自ら働き方を選べるホワイトカラー労働者の特性を踏まえて、これらの労働者に対する柔軟な勤務形態が可能な法整備をお願いしたい。

更に、企業活動活性化のためには、硬直的な労務制度も課題である。具体的には、

労働基準法により、降格、降級、配置転換等が実施しづらい状態にあり、成果主義による人材の評価や登用を妨げ、優秀な若手人材の海外流出の一因となっている。これらについて、海外諸国を参考とし、関連法規またはその運用の早期改善を要望する。

また、年度終了又は労働契約終了の際に未消化の有給休暇を賃金換算して支給する「余剰年休買い取り制度」は、有休を消化せずその分の賃金を得るという長時間労働を助長する結果となっており、課題であると考えている。更に、長時間労働の助長は、間もなく人口減少局面を迎えて労働生産性の向上が極めて重要となってくる台湾にとって、その方向に逆行するものと言えよう。現に当該制度が導入されてから有給休暇の取得率が著しく低下している企業もある。他の先進民主主義国ではこうした買い取りを行っておらず、逆に買い取りを禁止する国も存在していることから、「余剰年休買い取り制度」の見直しを要望する。

また、労働生産性向上においては、人に頼らずに省力化や無人化を推進することも重要である。工場等では自動化設備の導入が進んでいるが、ビル管理等の面では未だに規制が残っている。ビル管理の自動化、エレベーターの遠隔管理等に繋がる規制の緩和も重要であると考えており、台湾政府の対応をお願いしたい。

### 3) 制度面

産業を支える各種制度面において、特にDXやバイオ、ヘルスケア、グリーン等の課題解決に係るスタートアップや中小企業は、大企業と比べて資金体力や人的リソースに乏しく、進出やイノベーションに係る法制度への対応がより高いハードルとなっている。スタートアップをはじめ新たな産業を牽引する企業が経済活動をよりスムーズに行えるように、日系を含む外資企業が進出・投資しやすい制度づくり、イノベーションを促進する制度づくりの2点について要望する。

#### ● 日系を含む外資企業が進出・投資しやすい制度

外資企業が進出・投資しやすい制度づくりにおいては、特に日系を含む外資スタートアップが進出しやすい仕組みづくりと、輸入関税や輸入措置の緩和が特に重要であると考えている。

まず、日系企業の進出・投資に際しては、中央政府・地方政府それぞれから企業に対する支援メニューが提供されていることや、スタートアップ同士が交流・マッチングできるよう、様々な活動の場を用意いただけていることに感謝の意を表す。

一方で、こうした取り組みには、周知・浸透の余地が大きいと考えており、台湾政府としての更なる取り組み強化をお願いしたい。また、用地取得や環境影響評価などの各種許認可の取得等に際して、民意を尊重しすぎるあまり、行政が停滞する場面が見受けられ、事業の立ち上げに想定以上の時間を要する場合がある。これによって事業計画の見通しが立てにくくなる等、外資系企業の台湾進出後の阻害要因となっている。外資企業の進出や投資に際しては、各種行政手続きが円滑に進むよう、手続きの間の継続的且つ密な支援の提供を強く望む。

輸入関税や輸入措置の緩和について、台湾政府には、台湾における関連日本企業の新たな技術導入や海外からの関連部品輸入関税引き下げ等の施策を積極的に講じて頂けることを期待したい。こうした施策は、先に挙げた輸送機器の電動化推進等、新たな産業育成や社会インフラ整備にも役立つものである。

また、台湾政府は福島県等5県産の一部の食品に対する輸入停止継続、放射性物質検査報告書や産地証明書の添付、台湾側における5県産食品の水際での全ロット検査など科学的根拠に欠ける措置を依然課している。台湾がCPTPP加入に向けた高いレベルの条件を満たす準備のためにも、引き続き、完全撤廃に向けた取り組みを改めてお願いしたい。

## ● イノベーションを促進する制度

イノベーションを促進する制度づくりにおいては、DXを通じたイノベーション促進、GX促進に向けた法整備が重要と考える。

DXを通じたイノベーション促進について、台湾は日本よりも規制緩和されている部分も多いが、更なる規制緩和が行われると、より多くの日本企業が台湾に進出する可能性もあろう。このため、台湾政府には、台湾における日台企業の協業を進める上で必要となる実証実験等実施のための更なる規制緩和を要望したい。例えば日本では産業競争力強化法に基づくグレーゾーン解消制度により、現行の規制の適用範囲が不明確な場合においても、安心して新たな事業活動を行えるよう、具体的な事業計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる。また、規制サンドボックスによって、期間や参加者を限定することにより、既存の規制の適用を受けることなく迅速な実証を可能とし、実証で得られた情報を活用する制度があり、企業のイノベーションを促進している。台湾においても、これらの制度は、例えば、DX、EV等の新エネルギー車、自動運転、スマートシティ、先進医療、エネルギーイノベーションなどの分野での活用が考えられる。

GXの推進において、台湾政府は、「臺灣2050淨零排放路徑及策略總說明（台湾の2050年ネットゼロエミッションに向けたロードマップ及び戦略全体解説）」を公表し、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする政策を掲げている。日本も同様に、2050年のカーボンニュートラルを目指し、ロードマップやアクションプランを公開している。同じ目標に向かう立場同士、情報交換や産業連携を推進していくことを期待したい。また、企業活動においてESGやSDGsの推進は極めて重要な経営テーマとなっている。これは日本企業においても同様であり、こうした取組みは台湾の現地法人・支店等にも求められる。一方で、企業がこれらの取組みを推進するには相応のコストがかかると共に、社会的な仕組みが必要となる。こうしたことから、台湾政府においても、関連法制度の整備やPDCAを回すための基盤整備、優遇制度の拡充等の推進を要望する。例えば、日本では5月にGX推進法・GX脱炭素電源法が成立し、カーボンプライシング導入に向け動き出した。また4月には、GXリーグが本格的な活動を開始した。GXリーグには、日本のCO<sub>2</sub>排出量の4割以上を占める企業（679社）が賛同を表明し、排出量取引やルール形成に向けた議論を開始している。台湾政府として具体的な推進方策を示したうえで、日台間の企業間交流を推進して頂けることを期待する。

### 3. 2022年「白書」個別要望事項の台湾政府からの回答に対する台北市日本工商会評価報告

#### 一、2022年「白書」個別要望事項の台湾政府からの回答に対する台北市日本工商会評価

2022年10月に台湾政府に対して提出した台北市日本工商会2022年「白書」の個別要望事項53テーマ（56項目）につき、台湾政府の各部署より頂いた個別の回答、7月12日・26日に国家発展委員会主催で開催された個別会議での議論、及び9月4日（月）国家発展委員会主催による全議題協調会議の結果を踏まえ、2023年9月初旬時点で個別要望事項提出企業および関連部会にて以下の通り評価を行った。

|           |          |     |             |
|-----------|----------|-----|-------------|
| A評価： 9項目  | 全体に占める比率 | 16% | (2021年 16%) |
| B評価： 36項目 | 全体に占める比率 | 66% | (2021年 52%) |
| C評価： 10項目 | 全体に占める比率 | 18% | (2021年 32%) |
| 取下げ： 1項目  |          |     |             |

なお、

A評価：回答に具体的進展があり、「実施済み」、「実施予定」の回答を頂き、早期の解決が見込まれる項目

B評価：回答に具体的進展がなく、「検討」、「審議中」とのことで、今後も継続検討が必要な項目

C評価：回答が「不可能」、「困難」、「未回答」等で、具体的進展がない項目

上記結果は次のような理由によるものと推測。

2022年度のA評価項目は9項目で、昨年とほぼ同じ比率であった。洋上風力関連での規制緩和、金融関連での基準緩和、知的財産権関連の対応で進展があり、A評価となった。

B評価項目及びC評価項目はそれぞれ36項目、10項目で、昨年と比較してB評価が増加、C評価が減少した。働き方、労働力、インフラ投資環境、エネルギー政策、自動車・リース車両関連で継続課題が多く、また医療費予算・新薬導入制度など医薬制度関連、たばこ・酒規制関連、一部建設工事関連の法整備は長期課題となっており、台湾側関係諸機関との交流を通じて、近い将来の解決を目指したい。

なお、7月12日・26日に国家発展委員会主催で開催された個別会議での議論の結果、A評価への変更は無かったものの、それぞれの項目で相互理解と議論の進展が見られた。国家発展委員会及び関係機関の皆様のご尽力に改めて感謝を申し上げたい。

BおよびC評価項目の案件は一部を除いて、継続案件として2023年の要望事項に盛り込まれる予定。

## 二、個別要望事項に関する関係機関との打合せについて

### (1) 個別打合せ

2022年版白書に関しても2021年と同様に、複数の重要テーマに関して国家発展委員会の調整により、台湾政府関係機関との間で活発な意見交換が行われた。新型コロナウイルス感染状況が変わらず落ち着いていることから、今年も昨年引き続き全件リアル開催で行われた。

第一回 7月12日（水）14時30分～：商社部会、金融財務部会

第二回 7月26日（水）14時30分～：電機電子部会、建設部会、合弁会社部会

5部会・計7項目について、個別に時間をかけて議論を行った。

中でも、電機電子部会からのテーマ27「空調機に対する省エネ性能規制実施要領の改善について」では、認定試験時にメーカーが選定した室外機・室内機の試験結果を基に、市場での抜き取り試験も同一の組合せで実施することが確認できたことなど確実な進展を見た。また、テーマ27以外でも台湾政府の今後の方針が明らかになり、近々問題解決に向けた具体的な動きが期待できる項目が複数あり、大変有意義な個別打合せとなった。

### (2) 全議題協調会議

9月4日（月）15時～17時30分、国家発展委員会龔明鑫主任委員主催による全議題協調会議が開催された。冒頭30分で初めて「主要なる政策提言」についての意見交換が行われた後、7部会11項目の個別要望事項について議論が為され、数項目で更なる進展が期待できる議論が行われた。今後の進捗を見守りたい。

## 4. 2023年「白書」要望事項一覧表

| 大テーマ                               | 番号  | 要望事項テーマ   | 提案部会           | 提出年度 | 2022年度<br>部会評価 |
|------------------------------------|---|---|----------------|------|----------------|
| 【1】主要なる政策提言に関連する全体テーマ<br>(人材・インフラ) | 1   | 労働基準法第35条の休憩時間付与方式の変更について                                     | 運輸観光/<br>全体課題  | 2020 | B              |
|                                    | 2   | 時季変更権の明確化について   |                | 2023 |                |
|                                    | 3   | 大幅な労働者不足等による契約案件履行に対する影響について                                  | 商社/<br>全体課題    | 2021 | B              |
|                                    | 4   | 外国人労働者(外労)の採用枠上限の拡大について                                       | 高雄支部/<br>全体課題  | 2022 | C              |
|                                    | 5   | 水不足による泉水購入補助金制度について   |                | 2023 |                |
|                                    | 6   | 脱炭素社会の実現に向け民間企業も参加しうる水素、アンモニア利用促進のための制度構築について                 | エネルギー/<br>全体課題 | 2023 |                |
| 【2】主要なる政策提言に関連する全体テーマ<br>(制度)      | 7   | 民間が設置する機械式あるいは一般自走式駐車場のEV/PHV用充電施設向け助成制度の創設による充電インフラの整備推進について | 一般機械/<br>全体課題  | 2014 | B              |
|                                    | 8   | 高齢車に対する環境対応について   | 自動車/<br>全体課題   | 2016 | B              |
|                                    | 9   | 運輸部門における「環境保全代替エネルギー」推進について                                   |                | 2023 |                |
|                                    | 10  | 昇降機の点検保守制度の見直しについて  | 電機電子/<br>全体課題  | 2016 | B              |
|                                    | 11  | 5県産食品に対する輸入規制緩和後における台湾側の措置改善について                              | 運輸観光/<br>全体課題  | 2023 |                |
|                                    | 12  | 電子署名の公的文書利用拡大について   | 商社/<br>全体課題    | 2023 |                |
|                                    | 13  | 非居住者に対するVATの還付制度の確立   | 情報通信/<br>全体課題  | 2023 |                |
| 【3】インフラ投資と投資環境の改善について              | 14  | 台北松山空港旅客ターミナル設備の老朽化更新について                                     | 運輸観光           | 2021 | B              |
|                                    | 15  | インフラ関連事業においてCOVID-19問題がもたらす影響への対応について                         | 商社             | 2020 | B              |
|                                    | 16  | 物価上昇による契約履行に対する影響について   |                | 2022 | B              |
| 【4】エネルギー政策について                     | 17  | 洋上風力市場に於ける国産化要求と今後の案件開発計画について                                 | エネルギー          | 2019 | B              |
|                                    | 18  | 洋上風力案件時の漁業従事者向け補償金について  |                | 2020 | B              |
|                                    | 19  | 洋上風力案件における基礎杭設置中の海洋哺乳類の観察要件(marine mammal observation)の緩和について |                | 2021 | B              |
|                                    | 20  | 洋上風力案件における夜間の基礎杭設置開始の制限緩和について                                 |                | 2021 | B              |
|                                    | 21  | 関連機材の港湾保管場所の確保支援について  |                | 2021 | B              |
|                                    | 22  | OFTO (Offshore Transmission owner) 制度の導入について                  |                | 2021 | B              |
|                                    | 23  | 洋上風力事業者に対する電力リザーブ・マージン要求について                                  |                | 2022 | B              |
|                                    | 24  | 台湾再生エネルギー開発に関する各種ガイドラインの再整備について                               |                | 2022 | B              |
|                                    | 25  | 公有地(国有地)の再生可能エネルギー事業への利活用に関する行政支援と連携について                      |                | 2022 | B              |
|                                    | 26  | 再生可能エネルギー事業開発の完工期限見直しについて                                     |                | 2023 |                |
| 27                                 | Electricity Business License(電業営業執照)取得前に再生可能エネルギー発電事業者が売電する仕組みおよびタイミングについて(現金受領、T-RECの発行および譲渡を含む) | 2023  |                |      |                |
| 【5】自動車・二輪車業界振興策について                | 28  | 自動車部品輸入関税の引き下げ政策について  | 自動車            | 2018 | C              |
|                                    | 29  | 大型二輪車(排気量251cc以上、以下重機)高速道路走行の解禁について                           |                | 2019 | B              |

## 4. 2023年「白書」要望事項一覧表

| 大テーマ                | 番号                                 | 要望事項テーマ  | 提案部会        | 提出年度 | 2022年度<br>部会評価 |
|---------------------|------------------------------------|--|-------------|------|----------------|
| 【6】医薬制度について         | 30                                 | 超高齢化社会の資源を確保し、新しい医療技術を導入する機会を高めるために、医療支出/GDP比率をOECD加盟国の基準レベルに増やすことを提案する                    | 医薬品<br>医療機器 | 2008 | C              |
|                     | 31                                 | 医薬品給付協議契約プロセスの最適化(価格協議契約(PVA)、その他協議契約(MEA)、薬剤費の限度額(budget cap)等を含む)                        |             | 2008 | C              |
|                     | 32                                 | 医薬品医療科学技術再評価(HTR)の関連規範を制定する  |             | 2008 | B              |
|                     | 33                                 | セルフメディケーション推進に向けて—今後の展望とOTCモノグラフ(指示薬品審査基準)拡大   |             | 2023 |                |
| 【7】たばこ/酒/食品等の規制について | 34                                 | 指定たばこ製品に関するオープンで透明性のある公正な許認可および審査プロセスの担保について   | 食料物資        | 2014 | B              |
|                     | 35                                 | 台湾食品添加物法規制の国際慣例及び主要貿易国との整合性確保による台湾消費者の多様な選択への貢献について  |             | 2023 |                |
|                     | 36                                 | ①日本酒、焼酎などの酒類の関税率引き下げについて<br>②琉球泡盛の関税率引き下げについて  | 運輸観光        | 2008 | B<br>C         |
| 【8】建設工事関連について       | 37                                 | バリアフリー対応型機械式立体駐車設備の普及に対する法整備について   | 建設          | 2014 | B              |
|                     | 38                                 | 建築確認申請許可取得後に発生する第三者の構造設計者による指摘事項についての合理性の確保  |             | 2017 | B              |
|                     | 39                                 | ショッピングモールへのクリニックの誘致について  |             | 2021 | B              |
|                     | 40                                 | 緑建築における屋上断熱評価基準変更について  |             | 2021 | B              |
|                     | 41                                 | 都市設計審議等委員会制許認可の権限見直しについて   |             | 2022 | C              |
|                     | 42                                 | ショッピングモール内での学習塾・習い事教室の新設基準について   |             | 2023 |                |
|                     | 43                                 | 世界貿易組織政府採購協定(以下、GPA)採用時、BSMI(經濟部標準検驗局)認証機については、非適合国扱いの除外(もしくは緩和処置)について                     |             | 2023 |                |
| 44                  | IEC規格(IEC60335-2-40)のエディションアップについて | 2023   |             |      |                |
| 【9】金融財務について         | 45                                 | 非居住者の源泉徴収報告期限につき、報告期限の計算に休日を除く除外する営業日ベースとするか、休日を除外しない場合は報告期間を延長するとの要望について                  | 金融財務        | 2019 | B              |
|                     | 46                                 | 100万米ドル以上の外国為替取引における中央銀行事務手続き簡素化について   |             | 2020 | B              |
|                     | 47                                 | コミッションや定額口銭に係る為替予約規制の緩和について  |             | 2021 | B              |
|                     | 48                                 | ターンキー契約における日台租税協定の適用の実効性担保とオフショア部分課税除外の要望について  |             | 2021 | B              |
|                     | 49                                 | 銀行が財団法人聯合徵信センター(以下、JCIC: Joint Credit Information Center)を通じて取得した顧客のデリバティブ取引情報の国外伝送の許容について |             | 2023 |                |
| 【10】知的財産権利について      | 50                                 | 台湾専利法への間接侵害制度の導入について   | 知財<br>委員会   | 2010 | B              |
|                     | 51                                 | 審判制度改革の推進について  |             | 2019 | B              |
| 【11】その他全般について       | 52                                 | 業務用マルチエアコン省エネ性能試験の改善について   | 電機電子        | 2019 | B              |
|                     | 53                                 | 保育園バス(幼児園幼童専用車輛)のリース解禁について   | 合弁会社        | 2021 | C              |
|                     | 54                                 | 警備会社等にて使用する現金輸送車をリース車両の対象とすることについて   |             | 2022 | C              |

計 55 項目 ・ 継続 40 項目 ・ 新規 15 項目

## 5. 2023年要望事項

### 【1】 主要なる政策提言に関連する全体テーマ (人材・インフラ)

#### テーマ1 労働基準法第35条の休憩時間付与方式の変更について(継続事項)

**要望事項** 労働基準法第35条において「4時間継続労働した場合少なくとも30分間の休息が必要である」と定められているが、この規定がフレキシブルな働き方を阻害する状況となっており、労働者が自由な働き方を選択できるよう休憩時間の付与方法の変更を要望したい。

**補充説明** (1)「連続性」及び「緊急性」の定義に関して、未だ統一的な認定基準が見られない。  
(2)一程度の回答はあるものの、違法性の認定は各地方政府の労働検査処検査員の主観的な判断に一任しかできず、法的安定性が欠けている状況は変わらない。企業の認識と一致しない限り、罰されるリスクは回避できない。

なお、この問題を提起した目的は、「連続性」及び「緊急性」を再定義することではなく、現在社会の多様な勤務形態によりふさわしい法体制を構築し、硬直的な法規定を改訂すべきではないかということである。

(運輸観光部会/全体課題)

#### テーマ2 時季変更権の明確化について

**要望事項** 労働基準法第38条の年次有給休暇取得の考え方は、労働者が要望した年次有給休暇について、具体的な取得日時は労働者により決定されるとなっている。ただし、雇用者の経営上の切迫性や、労働者個人の事情により労使で協議し調整することができるとなっており、労働者との合意のもとに取得日時を調整することができる。

しかし、現実には雇用者が変更を依頼した日時に労働者が同意しない場合があり、結果として日程調整できず事業運営上大きな問題が生じることがある。

以上より、日本等で導入している時季変更権の明確化をお願いしたい。

時季変更権とは、会社が従業員希望した年次有給休暇請求日(取得時季)を一定の条件下で、変更できる権利のこと。

ただし、日本において年次有給休暇は「労働者が希望する日に与えなくてはならない」と、労働基準法第39条5項により定められているが、同条文ただし書き以降に、「使用者は、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合、他の時季に有給休暇を与えることができる」と規定されており、労働者の希望日以外で与えることが可能となっている。

**補充説明** 2022年5月1日に台湾鉄道運転手が一斉に休暇届を出し運行に支障が出た。また、2023年4月にはエバー航空関連の地上ハンドリング会社でも同様に社員が一斉に休暇届を出し、航空機の運航に支障が生じた。

このように一斉に有給休暇をとることによって、賃金を得つつストライキと同等の効果を得ようとする一斉休暇闘争の場合は、日本では経営側は「不当な休暇権の行使」と主張し、時季変更権を発動し対抗するが台湾ではその手段がない。

(運輸観光部会/全体課題)

### **テーマ3 大幅な労働者不足等による契約案件履行に対する影響について(継続事項)**

**要望事項** 政府購買法の対象案件か否かに関わらず、大幅な労働者不足により、工程進捗及び採算に多大な影響がある。理由は、台湾内のIT産業の工場建設や拡張、台湾への投資回帰による新規工場建設、公共建設の増加(予算:NTD4,200億)や都市計画実施等による建設ラッシュによる慢性的な台湾内の労働者不足が継続している。

外国人労働者に関しては、政府規定に基づき、一定数の労働者確保ができたものの、その一方で、台湾人労働者に関しては引き続き慢性的な不足となっており、台湾人労働者確保のために大幅な追加費用の負担が強いられている。

斯かる状況下、外国人労働者及び台湾人労働者を合わせても十分数の労働者確保とは至らず、契約履行への影響が継続している。

契約成立時において予想できない客観的な条件が変わり、明らかに公平を失する状況にあるため、事情変更(Change in circumstance)の原則に基づいて、工期延長及び工期延長による追加費用請求を認めるべきということについて、公共工程委員会より調達機関に対して通達を行って頂きたい。

**補充説明** 無し。

(商社部会/全体課題)

### **テーマ4 外国人労働者(外労)の採用枠上限の拡大について(継続事項)**

**要望事項** 現状業種によって外労採用枠に上限(総従業員数に対しての外労割合)がある。運輸・倉庫業0%、一般製造業10%、先端材料製造20%など。

台湾人の要員確保が非常に困難な状況において、外労の活用幅を広げたいが、採用枠の上限が足枷となっており、採用枠上限の拡大をお願いしたい。

昨年度の政府回答では、許可された%を超えて採用が必要となった場合、金銭的には就業安定費を支払えばよいことになっているとのことだが、時間的には超過分の人材募集・再申請・を経て2~3ヶ月後に認可され、そこからさらに募集・面接・入国となる。つまり半年近いタイムラグが生じており、その間の機会ロスは甚だしい。時間軸の問題であることを再度認識頂き、最初から%を引き上げることを引き続き検討頂きたい。

**補充説明** 半導体関連を中心とした積極投資により台湾の人手不足は深刻である。この先さらに深刻度を増す。

要員確保し事業を存続するためには外労の活用が必須。

台湾政府が今後も新規誘致を進めるなかで、進出或いは、増設を検討している企業にとって人材が確保できないのは致命的な問題。

(高雄支部/全体課題)

## テーマ5 水不足による泉水購入補助金制度について

**要望事項** 減圧処置期間中に水が供給されない事態が発生している。実際に水が供給されていないことを確認の上、水の購入が必要となった企業に対して、事業環境の最低限の平等性を保つため、補助金を支給していただきたい。

**補充説明** 水道は一般公共インフラであり、国民及び台湾で事業を行う企業に平等に供給されることが理想だと思う。水不足は天災であり、コントロールできるものではない事は理解するが、実際は水不足に陥ると、水源に近い場所にある企業、力の強い企業は問題ないが、一部企業は、減圧処置期間中にも関わらず水が供給されない事態が発生している。

楠梓加工区数社に関して同様の状況が発生していることを確認している。

実際に供給網から水が供給されていないことを確認の上、水の購入が必要となった企業に対して、事業環境の最低限の平等性を保つため、補助金を支給していただきたい。

※企業実際データ (2023年3~5月):

|             |        |
|-------------|--------|
| 購入量         | 1,455ト |
| メーター (進水噸數) | 1,291ト |
| 水購入日数       | 44日    |

(高雄支部/全体課題)

## テーマ6 脱炭素社会の実現に向け民間企業も参加しうる水素、アンモニア利用促進のための制度構築について

**要望事項** 2050年ゼロエミッションの実現に向け、発電分野において民間事業者が水素（アンモニアを含む）利用に積極的に取り組めるよう、再生可能エネルギー発電制度に類似した税制優遇、補助金制度、PPA（FIT）、TRECなど安定的な投資回収が可能となる制度構築の検討をお願いしたい。

**補充説明** 2022年3月、台湾政府は2050年ゼロエミッション（脱炭素）を目標として掲げた。またその中で、水素による発電電力量を2050年までに9～12%に引き上げるという具体的な数値目標も示されている。特に、将来的に産業の電化、EV普及等が進むことで、現在既にCO<sub>2</sub>排出量の多くを占めている電力セクターにおける脱炭素へ向けた役割は大きい。

しかし、この目標達成に向けては民間企業を含めた産業全体で取り組んでいくことが重要と考える。国営企業を中心に、火力発電所での水素・アンモニアの混焼、並びに余剰水素の活用・水素の輸入を検討することとしているものの、民間セクターでは関心はあっても、制度や資金面における導入障壁の高さから、具体的な計画を立てられないのが現状である。

（エネルギー部会/全体課題）

## 【2】 主要なる政策提言に関連する全体テーマ（制度）

### テーマ7 民間が設置する機械式あるいは一般自走式駐車場のEV/PHV用充電施設向け助成制度の創設による充電インフラの整備推進について（継続事項）

**要望事項** 民間が新たに設置する機械式駐車設備や一般の自走式駐車場の電気自動車またはプラグインハイブリッド車向けの充電設備に対する助成制度を、地方行政に任せるのではなく政府が主体となって創設し、充電インフラの整備を推進していただきたい。

**補充説明** 本テーマについては、交通部を中心に、台湾政府の各関係部門が連携して、以下取り組んでいただいていることに対し、大いに評価している。

①既に2022年11月30日に駐車場法（停車場法）の第27条之1を修正した。交通部は公共駐車場の充電設備の設置補助の関連措置を検討中。

②政府は既に9.7億元の予算を組んで、地方政府の充電設備の設置を補助する予定。公路総局は関連計画を検討中。

ただし、我々が希望している「補助金の制定」につき、前述①、②の通り具体的な数字をもとに検討いただいているものの、未だ検討が残っている状況であると理解する。引き続き本テーマについて、更なる具体的な補助金制度の明確化を希望する。

(1)日本においては、「一般社団法人 次世代自動車振興センター」が主体となって、民間建築物の駐車場（機械式又は自走式、新築又は改修を問わず）EV充電設備の導入に対して助成制度がある。

(<http://www.cev-pc.or.jp/english/>)

(2)台湾の駐車場運営管理事業者から機械式駐車設備へのEV充電機能搭載に関する問い合わせや要望を複数いただいている。

(一般機械部会/全体課題)

## テーマ8 高齢車に対する環境対応について(継続事項)

### 要望事項 ◆現在の高齢車への環境対策(大気汚染、CO2排出量)

現在、新車に対してはEURO6、NCAP、CAFE等の導入を行っているが、新車の販売は年間40万台程度。

一方で現状台湾国内の登録車両約800万台の内既販車に対する既存の買い替え促進制度(スクラップインセンティブ他)はあるものの抜本的な環境対策の改善は見られないものと認識している。

22年白書要望に対し、環境保護署からの回答では“既販車から電動車またはハイブリッドカーへの買い換えによる炭素削減効果に関する政策を作成しているところ”との回答を頂いた。

22年政府が公表している、2040年新車販売でのEV車100%及び2050年温室効果ガスの排出ゼロとする目標に対し新車販売のみならず、既販車での環境対策についても早急なご検討をお願いしたい。

補充説明 無し。

(自動車部会/全体課題)

## テーマ9 運輸部門における「環境保全代替エネルギー」推進について

**要望事項** 電気は「環境保全代替エネルギー」のひとつの選択肢であり、本来「環境保全代替エネルギー」には水素、e-fuels、バイオ燃料、さらには開発途上の他の領域の技術も含まれるべきである。

2050年カーボンニュートラルに向けた12の主要戦略における「環境保全代替エネルギー」推進に関し、運輸部門におけるe-fuels、水素、バイオ燃料の導入と、導入経路支援に関連する施策の検討をお願いしたい。

具体的には、運輸部門の車両電動化戦略に加え、欧州同様e-fuelsなどの代替エネルギーを用いた内燃機関車両への置換もカーボンニュートラルの取り組みとし公式に認めていただき、具体的目標設定をお願いしたい。

- 補充説明**
- ▶ ドイツによる2035年からのe-fuels（合成燃料）車認可方針を受け、欧州連合（カーボンニュートラルを提唱、炭素税を導入）も「環境保全代替エネルギー」（e-fuels）をカーボンニュートラルに含める新しい規制を導入した。カーボンニュートラルと経済発展の両立を目指し、内燃機関の経済的価値の再考と維持が必要。
  - ▶ e-fuelsは、水を電気分解して酸素と水素に分離、さらに大気から収集した二酸化炭素を加えてメタノールを合成し燃料とするもので、精製過程においてCO<sub>2</sub>を放出しない。
  - ▶ 内燃機関と互換性のあるe-fuelsにより、環境により優しい方法で内燃機関の継続運用が可能となる。
- （自動車部会/全体課題）

## テーマ10 昇降機の点検保守制度の見直しについて（継続事項）

**要望事項** 本要望事項に対応すべく、政府側は内政部営建署の主導のもと、昇降機の遠隔点検技術について多方面で研究や検討を行ってきた。しかし勉強会等を開催するなど推進の動きはあるものの、製品に関する推奨仕様や法規修正の方向性は依然として不明瞭である。

一方、業界では、各社市場のニーズに合わせ、遠隔監視・点検システムの開発・販売を開始しているが、当該システムの法整備および標準規格の欠如により消費者は商品の良し悪しを判断し難く普及するに至っていない。また現行義務化されている月1回の人による保守点検ルールの下では、少子高齢化を背景に保

守・点検に必要な人材員確保が難しくなっているため、メーカーへの負荷は高く、安全性を確保することを前提にした無人化点検にまつわる法整備は火急な課題となっている。

そのため人の力で行う保守点検に加えて遠隔点検も認可いただき昇降機保守点検制度の全体の見直しを再度お願いしたい。

#### 補充説明 1. 昇降機遠隔監視システム導入の理由：

- (1)台湾の少子高齢化問題を背景に保守・点検に必要な人材確保が難しくなっているため、昇降機を利用する人々の安全を確保するためには、人の力で十分できない項目は遠隔監視システムを確実に実施する必要がある。
- (2)昇降機遠隔監視システムを普及させることができれば、遠隔で運転状況詳細を確認でき、故障時の自動通報だけでなく事前に故障を防ぐことも可能となる。
- (3)昇降機遠隔状況確認・再起動、閉じ込め時のテレビ通話機能等、遠隔監視システムで実現できる機能は、地震の多い日本でも必須のものであり、ここ台湾での昇降機利用者の安全安心につながるものと確信している。

#### 2. 近隣国家/地区使用概況：

- (1)日本：1981年に昇降機の遠隔監視保守点検は法令化され現在までに40年経過。なお人による保守点検は概ね3ヶ月毎に行うことが義務化されている。
- (2)中国：中央法規は遠隔監視を認めている。昇降機に遠隔監視設備を設置する前提。一線・二線都市では人による保守点検頻度を自由に設定可能。
- (3)韓国：昇降機の遠隔監視保守点検法令化。2010年以降、昇降機に遠隔監視システムを設置した場合、人による保守点検は2ヶ月に1回が義務化。
- (4)香港：香港政府により遠隔監視システムの実験運用が開始された。

(電機電子部会/全体課題)

### テーマ11 5県産食品に対する輸入規制緩和後における台湾側の措置改善について

**要望事項** 東日本大震災以降、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県などで生産・加

工された食品に対して輸入規制を受けていたが、2022年2月に輸入規制措置が緩和された。

しかし、輸入規制緩和を受けた後についても、台湾の衛生福利部は放射線残留が100ベクレルを下回れば輸入できると公表しているにも関わらず、実際は2016年立法院の決議結果に沿って残留が検出された場合は「道徳的勧告」により、廃棄またはシップバックの指導を行っており、100ベクレル以下でも残留が検出されれば台湾に輸出することはできない。このやり方はWTOのルールにも違反をしている。そのため、「道徳的勧告」ではなく、台湾政府としての基準を明確に示していただくとともに、100ベクレル以下の基準であればその基準に沿って輸入手続きを行っていただきたい。

**補充説明** 笠間市の栗ペーストを台湾に輸出する際に、通関で放射能検査が7.9ベクレル検出されたが、台湾が示している100ベクレル以下にも関わらず廃棄処分となった。  
⇒参考資料①：5県産食品に対する輸入規制緩和後における台湾側の措置に関する事例について

⇒参考資料②：食品薬物管理署ホームページの日本輸入食品の放射能検出事例  
(運輸観光部会/全体課題)

## テーマ12 電子署名の公的文書利用拡大について

**要望事項** 世界的に電子署名の活用が進んでいる中、台湾では各行政機関において電子署名の適用排除となっているものが多く、電子署名利用に際しては都度、その利用可否を確認する必要がある、結果として電子署名の利用が大きく妨げられている。  
従い、各行政機関における電子署名の適用排除を削減して頂きたい。

**補充説明** 電子署名は、契約締結の時間削減、及びペーパーレス化に有効であることから、世界的に利用が拡大している。台湾でも電子署名法に基づき電子署名の利用が法的には認められている。

他方、電子署名法第4条第3項、及び第9条第2項において、各行政機関がその裁量権により特定の文書に対して本法の適用を排除することができるとしているほか、その排除対象も随時変動しており、電子署名を利用する際には都度その有効性を確認する必要がある。

このような行政機関における電子署名の適用排除が電子署名利用の大きな妨げ

になっていることから、この適用排除を大幅に削減し、電子署名の活用の促進につなげて頂きたい。

⇒参考資料：各行政機関の電子署名の適用排除の公告

(商社部会/全体課題)

### テーマ13 非居住者に対するVATの還付制度の確立

**要望事項** 現在、非居住者（日本の親会社等）が台湾国内で役務提供等を受けた場合には、台湾居住者と同様に、その役務等に対して営業税が課される。しかし、非居住者の場合、通常、現地での売上はなく、また、還付制度のしくみがないことから、租税公課等の費用として認識せざるを得ない実情がある。

**補充説明** 日本やEUにおいては、VATの還付制度が確立されている。

<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-000910.html>

台湾当局においても、グローバル標準化をより一層進めていただきたい。

提案者企業における事例：台湾国内におけるワランティー期間中の保守サービス

- ・台湾現地子会社が台湾顧客向けに保守サービスを提供。
- ・納税義務者たる現地子会社は、契約上定められた算定価格に5%の営業税を課し、親会社（IP保有者）へ請求書を発行。
- ・併せて、台湾現地子会社は、課税取引として電子發票證明聯を作成の上、台湾当局へ提出。
- ・非居住者である親会社は、仕入税額を控除又は還付する手段がないため、費用認識せざるを得ない状況にある。

(情報通信部会/全体課題)

## **【3】 インフラ投資と投資環境の改善について**

### テーマ14 台北松山空港旅客ターミナル設備の老朽化更新について（継続事項）

**要望事項** 松山空港の旅客ターミナルの設備について、昨年度すでに対応されたものもあるが、未対応として残っているものもあり、引き続き改善をお願いしたい。

- (1)搭乗口にある案内表示の改修
- (2)エスカレーターの補修または改修
- (3)搭乗橋の補修または改修
- (4)航空会社代表者と松山空港施設担当者との定期的な協議

- 補充説明** (1)予定されている搭乗口にある案内表示の工事に早期に着手いただきたい。案内表示カーペットについても順次撤去をお願いしたい。
- (2)エスカレーターの補修は月3回の点検の実施、ならびに、損傷の頻度が高い部品の交換も適宜行われているとのことだが、最近でもエスカレーターが停止する事象が発生しており、抜本的な対策をお願いしたい。
- (3)搭乗橋の移動不能は起こっていないが、雨漏りは変わらず発生する状態となっており、早期の補強工事の実施をお願いしたい。
- (4)上述の改修事項およびその他細かい要望も含めて、定期的に協議できる機会を設けていただきたい。

(運輸観光部会)

## テーマ15 インフラ関連事業においてCOVID-19問題がもたらす影響への対応について(継続事項)

**要望事項** 政府購買法の対象案件・非対象案件に関わらず、社会インフラ関連案件では機器・サービス供給契約・履行案件においてCOVID-19問題に起因する原材料や部品の遅れによる工期遅延、入境制限措置による契約履行の為に必要な人員派遣の停止等により、契約履行に直接的な影響が発生している。

台湾の防疫政策(政府の行為)が契約成立時と変化したため、契約履行コストが変わった場合、例えば検疫ホテル、Rapid Testは各ケースの契約約定により処理して調整することができるとの回答を得ていたが、外国人が入国した際の検疫ホテル費用等が実施機関より認められていないケースがあるため、公共工程委員会より改めて通達を出して頂きたい。

**補充説明** 無し。

(商社部会)

## テーマ16 物価上昇による契約履行に対する影響について(継続事項)

**要望事項** 世界的な原材料価格及び輸送費の高騰などによるサプライチェーンへの影響は、台湾国内社会インフラ関連案件での請負業者のコストオーバーラン、工期遅延などの問題を引き起こしている。

2020年以降の公共工程委員会の通達によると、物価変動による価格調整の範囲が資機材に限定されており、適用範囲の拡大の検討をお願いしたところ、

2018年7月に改正された工事調達契約見本においては労務費も調整の対象に含まれているとの回答を得ていたが、既契約・契約履行中の案件に関しても、労務費の高騰が物価変動による価格調整の対象となることを明記した通達を公共工程委員会より調達機関に対して行って頂きたい。

補充説明 無し。

(商社部会)

## 【4】 エネルギー政策について

### テーマ17 洋上風力市場に於ける国産化要求と今後の案件開発計画について (継続事項)

**要望事項** 台湾政府はこれまで、2025年まで運開予定の案件に対して「第1段階」「第2段階」と称した入札を経て開発権を付与し、現在2026年以降に運開予定の案件を「第3段階」として計画しているが、以下の点を要望する。

- －「第2段階」で承認された国産化計画の履行状況を踏まえ、産業界のサプライチェーンの整備状況をより反映した「第3段階」の現実的な国産化要求をお願いしたい。又、「第3段階」については技術が発展する(e.g.浮体式の採用、風車の大型化)ことを考慮し、これら新技術を踏まえて台湾産業界の生産能力を正確に反映した国産化要求を策定いただきたい。

**補充説明** 1. これまで各事業者は開発権を取得後、政府の要求する国産化計画に沿う様に事業の開発を進めてきた。第2段階の国産化要求の審査に関しては、各案件の個別状況によって進捗に差が出ているが、厳格且つ公平に審査基準が適用される前提で、引き続き産業界のサプライチェーンの整備状況を反映した現実的な国産化要求をお願いしたい。

2. また、台湾をAPACの洋上風力発電産業の製造基地とする政府の計画が実現すれば台湾経済全体にも多大な貢献が期待できる。その為には、今後技術がますます発展する(e.g.風車の大型化)につれて、台湾政府はこれまでと同項目・同基準で国産化計画を設定するのではなく、新たに市場に導入される技術を考慮した上で、これまでの事例に従い、導入される技術を正確に産業界の実力(価格、品質、リードタイム)に照らし合わせ、ご検討いただきたい。

(エネルギー部会)

## テーマ18 洋上風力案件時の漁業従事者向け補償金について（継続事項）

**要望事項** スポンサーと漁業組合間の補償金額に関する交渉に際し、農業部と経済部双方が共同で、問題解決の枠組を設けて頂いているが、交渉段階で合意点を見出すことが困難な場合があるため、引き続きご支援をお願いしたい。

**補充説明**

- ・2020年度白書要望事項の回答にて、スポンサーと漁業組合間の補償金額に関する交渉に際し、農業部と経済部双方が共同で、問題解決の枠組を設けて頂いている点、理解した。
- ・他方、実際の交渉において、スポンサーからは、農業部の制定している補償金額の計算に基づき試算した補償金額よりも過大に請求されることがあり、投資利回りの見直し、延いてはプロジェクトそのものの再検討を迫られることがあるとの声が聞こえている。
- ・補償金額を算定する際の前提の置き方に隔たりがあることが主因と考えられるが、スポンサーと漁業組合との利害が対立する中、合意点を見出すことは時に大きな困難を伴う。政府の重要政策の一つとして、洋上風力普及を推進している中、政府による補償金の一部負担等支援策について、幅広にご検討をお願いしたい。

（エネルギー部会）

## テーマ19 洋上風力案件における基礎杭設置中の海洋哺乳類の観察要件（marine mammal observation）の緩和について（継続事項）

**要望事項** 洋上風力案件における基礎杭設置において、世界では一般的に海洋哺乳類の観察要件は義務付けられていない一方、台湾においては非常に厳しい制限が課されており、プロジェクトサイトにおける船舶増加によって他工事工程の施工船との衝突の危険が高まる等安全上のリスクが懸念されることや、衝突を避けるために予定していた別工事を遅らせる等で工事スケジュールが遅延する恐れもあることから基準を緩和して欲しい。

**補充説明**

- 一般的に、洋上風力案件の基礎杭（特にモノパイル）打設において、海洋哺乳類の観察は世界的に義務付けられていない。具体的な影響も不明。
- 一方で、台湾における洋上風力案件においては、EIAに基づき海洋哺乳類の観察が厳しく条件づけられており、モノパイル打設時には複数の監視船を派遣する必要がある。（一定の面積における最低限の監視船数が指定されていることに加

え、各船舶へ2人の監視員が乗船必要。) サイトにおける船舶が増えることにより、他工事工程とのインターフェイス及び安全上リスクがより高まっている。

- ▶ 具体的に現在施工中の案件ではモノパイル打設時には計6隻の海洋哺乳類監視艇(750メートルで4隻、1,500メートル円で2隻)を配置するように決められている。双眼鏡での目視の限界が1キロメートルと言われており、750メートルの内側の円と最大1,500メートルの外側の円の両方をカバーするには、「750メートルの円で監視艇4隻」の監視で十分であり、「1,500メートル円での2隻」は不要と考えられる。
- ▶ また、設置作業中に監視船における故障や技術的な不具合、海況の問題にて一時的に監視船が離脱する場合でも、EIA上の取り決めに基づく全ての監視船が常に完全に揃っていない限りはEIA違反とみなされ、基礎杭設置作業を中断しなければならない。たまたま複数の監視船が予期しない理由によって一時的に離脱する場合でも、残る監視船にて最低限の監視体制が維持されている限りは基礎杭設置作業を継続させてもらえるよう、柔軟な対応を認めて頂けるとありがたい。既にモノパイル打設が始められている場合、打設時の振動・音から海洋哺乳類がサイトに近づくことは想定されないため、一時的な離脱を認めて欲しい。(一度に最大で指定監視船数の半分、最大で12時間の離脱を認めて欲しい。)

EIAプロセス及び委員会にて厳密に対処されていることは十分理解しているものの、上記について可能な範囲で柔軟な対応を認めて頂きたい。

(エネルギー部会)

## テーマ20 洋上風力案件における夜間の基礎杭設置開始の制限緩和について (継続事項)

**要望事項** 台湾の洋上風力案件における基礎杭設置において、日没2時間前から夜明けまでの夜間の基礎杭設置開始が禁止されていることからより長期の工期(及びそれに付随するコスト増)が必要となっているため、適切な海洋哺乳類保護対策を実施することを条件に日没後及び夜間の基礎杭設置開始を認めて欲しい。

**補充説明** ▶ 行政院環境保護署の要求に基づき、EIAにおいて、日没前の2時間以内及び夜間における基礎杭設置の工事を行わないことを約束している。

▶ また、打ち込み前には目視観察と音響モニタリングを実施し、ソフトな打設にて開始した後も近くに海洋哺乳類(イルカ)がいないことを常時確認している。

- ▶ 夜間に基礎杭設置をしようとした場合は暗視装置を使用しての確認となるが、目視による確認が遅れる可能性を理由に、日没及び夜間の基礎杭設置の開始自体を禁止することは海洋哺乳類の保護に一定の効果はあること、さらには、台湾洋上風力案件における一般的な制限であるとも理解しており、EIAプロセス及び委員会にて厳密に対処されていると十分理解している。
- ▶ しかしながら、モノパイル打設の開始時間に係る制限は、一般的に欧州を始め、台湾以外の国においては存在しない。この制限によって基礎杭打設開始が日中に限定されることから、より天候リスクを受けやすくなることは事実であり、効率の良い施工の妨げになっているのは間違いない。施工効率を向上させ、基礎杭打設に要する工期を短縮し、全体の工期短縮、ひいては大きなコスト削減に繋げる為にも制限の緩和をお願いしたい。

モノパイル打設開始前の監視艇による目視確認やパッシブ音響モニタリング(PAM)システムによる確認は、世界で最も包括的な海洋哺乳類(台湾におけるシロイルカを含む)保護の方法として認められており、この対応をすることを前提に現在のモノパイル打設開始制限を解除頂きたい。(なお、一旦モノパイル打設を開始した場合、打設時の振動・音から海洋哺乳類がサイトに近づくことは想定されなため、打設開始前にしっかりとした対応を行うことで十分と考える。)

(エネルギー部会)

## テーマ21 関連機材の港湾保管場所の確保支援について(継続事項)

**要望事項** 台湾の洋上風力案件において、発電関連機器を港湾に保管する場合、より広い場所を確保する必要があるものの、港湾エリアの更なる拡張が必要な状況。今後の計画的な港湾エリア拡張を要望すると共に、比較的大きな洋上風力関連機器の保管場所確保を優先するなど、柔軟に対応頂きたい。

**補充説明** ▶ 台湾の港湾エリアは限定されており、拡張工事が必要な状況ながら、港湾及び周辺地域は政府によって所有または政府関連組織(例:TIPC)によって管理されている。

▶ 洋上風力案件において港湾エリアに風力発電関連の各機器を保管しなければならない場合、一つ一つのパーツが巨大なことからより広い保管場所確保が必要となることや、機器の保管場所移動に際しても時間を要することから、政府及び政府関連組織(TIPC)には洋上風力案件の保管場所確保を優先対応するなど洋上風力案件の更なるサポートを頂きたい。

現状は、より広い保管場所が必要となった場合など緊急的にサポートを頂いている状況。政府及び政府関連組織（TIPC）では他にも多くの優先事項があることは十分理解しているものの、より計画的・柔軟に今後の港湾エリアの拡張を行って欲しい。

（エネルギー部会）

## テーマ22 OFTO (Offshore Transmission Owner) 制度の導入について（継続事項）

**要望事項** 洋上風力設備は2035年までに20.7GWの設備容量を確保する電源計画となっている。エリア開発が進むにつれ、陸上からの距離の増大に伴い、事業者の開発費用が増す一方、固定価格買取費用は年々低廉化しているため、事業者の投資意欲が低下する虞がある。

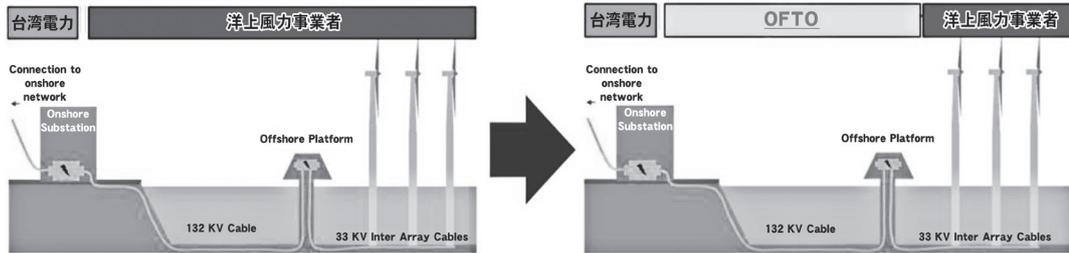
OFTOの導入には法的制約もあるが、本件導入に伴う台湾におけるメリット・デメリットを整理いただきながら制度導入についてご検討いただきたい。

**補充説明** 洋上変電所ならびに海底送電線について発電事業者ライセンスを有した他事業者もしくは送配電事業者へ売却する（TPC分社化後を想定）制度について制度導入をご検討いただきたい。

英国ではこの洋上送電の規制制度を2009年から導入しており、洋上風力発電事業者は送電資産を含めて必要な設備を建設し、設備の完工後、当局管轄下の事業権入札で選定された送電資産の保有・運営を行う別の事業者（Offshore Transmission Owner=OFTO）に売却し、OFTOが送電事業を運営している。

当該制度の導入により、ファイナンスコスト等の低減に繋がっている事例もある。事業者側は早期の資金回収の実現、もしくは建設範囲の縮小により調達資金の低減など、リスク拡大の緩和策になるとともに、洋上送電事業における台湾の技術革新や新市場の育成、地場銀行のOFTOに対する融資促進にも寄与する制度となり、台湾における洋上風力発電のより一層の発展に資するものであると考えている。

以前の政府回答としては、①法的制約があること、②事業者の変動流動性がリスクであることが懸念点として挙げられているが、本件導入における台湾のメリットがあれば法整備をご検討いただくとともに、②については政府主導で入札制度を導入することでリスクを限定的にできるものと思料する。



(エネルギー部会)

### テーマ23 洋上風力事業者に対する電力リザーブ・マージン要求について (継続事項)

- 要望事項**
- ・ 経済部のリザーブ・マージンに関する規定（“電業法”第27條、“備用発電容量管理辦法”）に於いて、洋上風力事業者に対する細則（“備用発電容量管理辦法”）がまだ確定していない。洋上風力事業者（TOWIA）として経済部との協議も開始しているが、最終的なプロジェクト事業計画への影響が見極められない状況にある。
  - ・ そもそも再生可能エネルギー独立電気事業者にリザーブ・マージンを課すことは、その運転特性からして不可能な話であることを適正に理解戴き、国際的な産業基準に沿って送電系統運用者（TSO, Transmission System Operator）が責任を負う規定として貰いたい。

**補充説明** 無し。

(エネルギー部会)

### テーマ24 台湾再生エネルギー開発に関する各種ガイドラインの再整備について (継続事項)

**要望事項** 台湾において大規模再生可能エネルギー事業開発を進める際、許認可取得・設計認定・環境アセスメント取得などの要件への対応が必須となるが、統一したガイドラインが不十分に見受けられる。

特に下記①②に関して、再度台湾中央政府（経済部能源局）を中心にガイドラインの明確化、再整理をお願いしたい。

①太陽光発電システム設計ガイドライン

②海管法・生態環境調査等に関する具体的な申請手順・必要項目等

**補充説明** ①のガイドラインは、日本の場合、NEDO主導で作成

[https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP2\\_100060.html#guideline](https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP2_100060.html#guideline)

同等の台湾ガイドラインを整備することで、台湾における太陽光発電システムの品質を担保し、社会インフラとして中長期に亘り安定的な稼働を期待できる。

②については、台湾独自規制等も多く、プロセス標準化・可視化を進めることで、早期の許認可取得による再生可能エネルギー普及を促すことが期待できる。

(エネルギー部会)

## テーマ25 公有地(国有地)の再生可能エネルギー事業への利活用に関する行政支援と連携について(継続事項)

**要望事項** 台湾において大規模再生可能エネルギー事業開発をもう一段推進するためには、公有地(国有地)の開放が必要不可欠な状況。

一方、多くの公有地(国有地)には既存の(合法・非合法)占拠者が存在し、事業主体者が国有財産署と土地契約を取り交わした場合でも既占拠者との協議・交渉が大きなハードルといえる。

本点に関し、一定の保証金の納入を要件として、国有財務署等からの行政支援・協力を受けられる官民連携スキームを検討頂きたい。

**補充説明** 台湾行政との契約に基づき、合法的に公有地(国有地)の利用権を獲得した事業者が、非合法占拠者との協議の責を一義的に負うことの負荷軽減が目的。

日本では、行政・司法と連携し、地元対策・貢献案も含めた対応策を検討することも多く、是非同様な取組を台湾にても整備していくことが求められる。

(エネルギー部会)

## テーマ26 再生可能エネルギー事業開発の完工期限見直しについて

**要望事項** 民国112年1月6日発文の經濟部公告(※1)において、台湾における再生可能エネルギー開発、特に大規模太陽光発電事業開発(※2)に関して、2023年より完工期限が「電業許可取得」から2年間、に変更された。

※1：經濟部公告：中華民國112年1月6日/經能字第11258000000号

※2：設備容量10,000kW以上の第一型発電設備を想定

今回の変更により、(実質的に完工期限が前倒しとなり)開発・建設期間を大幅に短縮する必要があり、事業品質の担保に支障をきたしている。

従来 of 期限設定に戻してもらうことを要望する。

**補充説明** 【変更前】2022年までの完工期限は「同意備案取得」から2年間  
 【変更後】2023年より完工期限が「電業準備（籌設）許可取得」から2年間

これまでは電業準備（籌設）許可取得後に、並行して進む開発許可（土木関係の審査が含まれる）の取得が確実となった段階で、同意備案を申請・許可取得を行っていた。

海岸管理法や出流管制法に基づく各種認可・開発許可の標準審査期間（公的な審査会等の開催時期も含む）の把握が難しい状況において、電業準備許可取得から2年となったことで、全体日程が極めてタイトとなる。また、今後開発が見込まれる山間部（山坡地）の工期は、一般に造成等のため（沿海部等の）平坦地より長期化するため、より厳しい工期・納期条件で建設する必要がある。

多様な属性の土地で、関連規制を遵守しながら、かつ安全安定した再エネ発電所/インフラの開発を重視する優良事業者にとって、今回の完工期限の変更は事業品質を担保するための大きな障害となっている。

拙速かつ不十分な開発を避けるためにも、従来の期限設定に戻してもらうことを要望する。

（エネルギー部会）

## テーマ27 Electricity Business License（電業営業執照）取得前に再生可能エネルギー発電事業者が売電する仕組みおよびタイミングについて（現金受領、T-RECの発行および譲渡を含む）

**要望事項** 事業者が政府当局に対し要請しているPre-EBLスキームに関連し、以下2点を実現すべく、MOEAへの要望を依頼したいもの。

1. Pre-EBLスキームにて、発電事業者がPre-EBL powerと紐づいた現金を遅滞なく同時に受け取るメカニズムの整備。
2. Pre-EBLスキームにて、Pre-EBL powerと紐づいたT-RECが遅滞なく同時に発行および譲渡されるメカニズムの整備。

詳細は以下ご参照。

**補充説明** 現在、台湾では、電力事業許可（“EBL”）を取得する前の試運転期間中に再生可能エネルギー源から発電される再生可能エネルギー（“Pre-EBL Power”）は、台湾電力（“TPC”）に対し、グレーパワー（Taiwan Renewable Energy Credit

—台湾再生可能エネルギー証書（“T-REC”）が不随しない電力）として売電することが可能。現在の規制では、発電事業者はEBLを取得するまで、TPCへの売電に関する支払い（現金）を受領することができない。

各発電事業者は、BOE及びTPCに対し「Pre-EBLスキーム」（オフテイクーにCorporate Power Purchase Agreement（“CPPA”）上のタリフでPre-EBLパワーを再生可能エネルギーとして販売を可能にすること）を提案。Bureau of Energy（“BOE”）及びTPCは、Pre-EBLスキームを執行すべく、規制改正することに合意。また、以下2点に就き、事業者からも既にBOE、Bureau of Standards, Metrology and Inspection（“BSMI”）、TPC等関連当局へ要請開始しているものの、促進させるべく、日本工商会として、上記当局の上部組織にあたるMinistry of Economic Affairs（“MOEA”）へ陳情するもの。

1. Pre-EBLスキームにて、発電事業者がPre-EBL powerと紐づいた現金を遅滞なく同時に受け取るメカニズムの整備。

現状：発電事業者にて提案したPre-EBLスキームが執行された場合でも、支払い規則が改正されない限り、発電事業者はEBLを取得するまで売電後も現金支払いを受領できない。TPCはグリッドを通過する電力量を記録するが、受託請求書を発行できない仕組みとなっている。従い、Pre-EBL powerと紐づく収益認識は可能なるも、現金は発電事業者がEBLを取得するまで決済されない。

要望：現在の規制を改正し、TPCのグリッドに送電されたPre-EBL powerと紐づく現金を、グリッドに送電された時点で受領できるよう、MOEAに対し要請すること。

Hai Longを含む発電事業者は、既にBOEがTPCなどの関連当局と協力し、本スキームが実施されるために必要な規制を改正または追加するよう要請中。発電事業者にとって、Pre-EBL powerのキャッシュフローは、大規模なCAPEX及びOPEXの必要な集約型電源ビジネスの収益性を確保する上で非常に重要であり、債務返済負担を減らし、プロジェクトの運用キャッシュフローをスムーズにすることに貢献するもの。この問題は本案件のみならず、洋上風力事業者にとって共通の課題であり、台湾洋上風力産業全体の課題と認識し、政府として重要な事項として対処して貰いたい。

2. Pre-EBLスキームにて、Pre-EBL powerと紐づいたT-RECが発行および譲渡されるメカニズムの整備。

状況：現行規制では、Pre-EBL制度が導入された場合でも、発電事業者がEBLを取得するまで (Pre-EBL powerに関連する再生可能エネルギーと対となる) TRECsは発行及び譲渡不可。

要望：現在の規制を改正し、EBLを取得する前の試運転期間中にPre-EBL powerがグリッドに送電された時点で、TRECsを発行及びオフテイクに遅滞なく即時譲渡可能とすることを、MOEAに対し要請する。

発電事業者は上記に就き、BSMIに許可するよう要請中。これは、CPPAに基づき電力を購入するオフテイクにとって重要であり、実際の電力に付随するT-RECs (“bundled T-RECs”) は、購入された電力が再生可能であることの証拠となり、台湾電業法上の再生可能エネルギー調達義務の充足を明確に示すことが可能となる。オフテイクの持続可能な責任を果たすのに役立つだけでなく、より早いタイミングでの調達充足義務達成にも繋がる。BSMIは、Pre-EBLスキームが導入されれば本T-RECに関し、柔軟に対応可能との見解を示している。

⇒参考資料：発電事業者からBOEへの要求事項、現時点でのBOE回答

(エネルギー部会)

## 【5】自動車・二輪車業界振興策について

### テーマ28 自動車部品輸入関税の引き下げ政策について (継続事項)

要望事項 ●具体的な要望内容：

2019年度自動車部品の輸入関税税率引き下げにつき、法改正案の作成・審議頂いたものの時間切れで法制化に到らなかった。

2020年度は審議頂いたものの、関税引き下げ効果につき“車両価格の引き下げ、従業員の補償に関する承諾書が必要”との政府見解に対し国産各社では対応困難であり本件の進捗は大きく後退した。

“関税引き下げ効果につき車両価格引き下げ、従業員の補償に関する承諾書が必要”などの政府の主張につき、他国ではこの様な事例はなく国際的な競争力強化の動きに反しているものと考えます。

関税引き下げ効果は、車両価格・従業員補償などに限定される訳ではなく、投資・営業活動など状況に応じ各社で用途は決定されるべきものであり、自動車産業の発展・活性化の観点（この事に伴う税収増加）からも早急な対応をお願いしたい。

尚、21年10月25日経済部による“CPTPP加入による産業コミュニケーション”の中で、9項目の輸入関税引下げについてCPTPP加入を待たずに引き下げを優先する事を車公会より回答済。

●要望理由：

- 1、現在の自動車部品の輸入関税は、完成車が17.5%に対して部品が17.5～15%の品目が多数存在し税率差もほぼない。
- 2、完成車輸入関税に比べ高止まりしている自動車部品の輸入関税の引き下げを行い、国内自動車産業の活性化・発展のためにご検討をお願いしたい。

補充説明 ●関税率の高い部品例

| 国名     | 完成車輸入関税 (A) | エンジン輸入関税 (B) | 差異 (A) - (B) |
|--------|-------------|--------------|--------------|
| 台湾     | 17.5%       | 17.5%        | 0%           |
| インドネシア | 50%         | 10%          | 40%          |
| タイ     | 40%～80%     | 10%          | 30%～70%      |
| マレーシア  | 30%         | 10%          | 20%          |
| フィリピン  | 15%～30%     | Max. 10%     | 5%～20%       |

(自動車部会)

**テーマ29 大型二輪車(排気量251cc以上、以下重機) 高速道路走行の解禁について(継続事項)**

**要望事項** 法令順守・交通安全教育(歩行者、自転車、二輪車、四輪車、大型トラック等)による違反抑制と交通事故低減の活動を通じ、大型二輪車の高速道路解禁を実現、台湾道路網の効率的運用を推進する。

**補充説明** ▶歩行者の安全意識向上：

日本では小学校から長期休暇前の交通安全教育をすることで、歩行者の交通安全意識を高めている。台湾においても、小学生から大学生までを対象に交通安全教育を行う事で、歩行者・自転車から二輪車・四輪車や大型トラックまで安全意識を変え、事故率低下の実現が可能。

▶ 罰則規定の厳罰化と取締まり強化：

台湾国民の80%が、右側通行等、交通ルールを認知している。違反や事故を起こしたドライバーに対し、累積点数に応じ車両の利用を制限することで、自分の行為を振り返り、交通安全意識を高める。

▶ 大型二輪車の高速道路通行を解禁、交通環境を変え、道路網の効率化と事故率の低減を図る：

大型二輪車の高速道路通行解禁により、道路網の効率向上と事故率低減が可能。

例：2020.06に南横/蘇花間のトンネル、および16の快速道路が大型二輪車に開放され、開放前に比べ大型二輪車とスクーターの事故率が大幅に低下。

大型二輪車の高速道路通行解禁は、道路網の効率化のみでなく、道路利用マナーの変化につながり、事故率の低減につながる。

▶ グローバル水準との整合＝国民の権利と利益の確保：

① グローバル水準との整合：世界の9割以上の国で大型二輪車の高速道路通行が可能（日本は125cc以上の二輪車の高速通行が可能）

② 政府の法令・政策に対する国民の理解促進と支持の強化

㉓ 2011年、台湾の立法院は550cc赤ナンバー大型二輪車の高速道路通行を解禁し、法令教育を強化。

㉔ 大型二輪車の高速道路開放政策を積極的に推進し、国民の権利を守り、道路網の活用を促進、経済効果を高め、産業発展に寄与。

包括的な法令・罰則整理と安全意識教育により、事故率を減らし、道路網利用の効率向上が可能。

産業・行政・教育・研究機関それぞれの協力により、交通意識とマナー改善の実現が可能。

罰則規定の強化と規制緩和を併用することで、秩序を守り、お互いを尊重しあう国家として、人々の権利を守り、より台湾を安全にすることが可能。

（自動車部会）

## 【6】 医薬制度について

### テーマ30 超高齢化社会の資源を確保し、新しい医療技術を導入する機会を高めるために、医療支出/GDP比率をOECD加盟国の基準レベルに増やすことを提案する（継続事項）

- 要望事項**
1. 国家発展委員会に2023年から2028年までの医療予算拡大について計画し、毎年の目標とロードマップを公布するよう提言する。また、「2023台北健康ケア宣言」に呼応して台湾が日本の5年間（2028年まで）の成長幅2%と同様に、医療保健支出のGDP比率が6.6%から8%以上に成長することを期待している。
  2. 健保署には新薬予算執行率と希少疾患予算執行率の改善について、明確なフォローアップ方法を制定し、定期的に執行状況を開示することを提案する。

- 補充説明**
- 1-1. 健保署の石署長が2023年4月15日の薬剤師連合会の公開講演で示したように、健保署は健康保険政策について推進策を提示して予算の増加を求めている。しかし提示した関連政策の経費財源は、すべて非固定支出経費である。その原因は健康保険の経費総額の査定において、人口成長と消費物価の変動などの要素だけを考慮し、人口の高齢化と新しい医療科学技術などの要素が考慮されていないためである。
  - 1-2. 国家発展委員会は、2025年には台湾が超高齢社会に突入すると予測している。つまり、人口の20%が65歳以上の高齢者であり、2034年には全国の50%以上が50歳以上の中高齢者人口となり、65歳以上の人口は20%を超える。人口の高齢化による医療需要の拡大、および新しい医療科学技術の導入を考慮し、政府には健康保険財務危機を検討し、改善策を講じるよう提案する。
  - 1-3. 2023年2月24日に台北市日本工商会は台湾医務管理学会などの医薬品関連団体と共に「2023台北健康ケア宣言」《健康投資を増やし、国家競争力を強化する》を発表し、政府と民間共に正しい医療エコシステムを作り上げることを期待している。
  - 1-4. 2019年、台湾の医療支出/GDP比率は3.3%、包括的医療支出/GDP比率は6.1%であった。この2つの比率はいずれもOECD加盟国のレベルを下回っている。OECDやアジアの先進国に比べて1人当たりのGDP比率や成長率も低く、各種医療指標も台湾の医療水準が他の先進国の水準に達していないことを示している。例えば、指標には平均寿命、乳児死亡率、慢性疾患カバー率、急性心筋梗

塞後30日または1年の死亡率、死亡率、および癌患者の5年死亡率などを含む。

- 1-5. 健康保険改革は急務であり、衛生福利部の統計によると、2021年の国民全体の医療保健支出はGDPのわずか6.6%を占めるに過ぎず、近隣の日本の11%、韓国の8%及び多くの先進国の10~17%の水準とは依然として差異がある。

「2023台北健康ケア宣言」は台湾の5年間（2028年まで）の成長幅を日本の5年間の成長幅2%と同じく、医療保健支出のGDP比率が6.6%から8%以上に成長することを期待している。また、健康保険の給付と支払の仕組みの調整、「健康法」の改訂、合理的な予算編成、健康・医療・財政と経済などの部門を越えた協働を通して、共に前向きな医療エコシステムを作り上げることを期待している。そのためには医療への投資を増やす必要がある。目標とロードマップを詳細に設定し、定期的に結果を監視するよう望む。

- 2-1. 「国民の医療福祉を向上させるために新薬や新技術を積極的に導入する。」これは総統が約束した国策である。しかし、2022年の健保署の新薬・新科学技術の予算は22.68億元であったが、実施率は低く、多くの急性重症疾患の患者が長期にわたり新薬を待つこととなった。健保署が提出した数字は、年間見積支出額16.36億元、実施率72.1%となっており、過去5年間において最低となっている。健保署は、「アルゴリズムが違う」と曖昧に説明するのではなく、実施率が明らかに低い理由を明確にすべきである。

- 2-2. 医療が健康保険新薬に期待することは、利用しやすさ (accessibility)、公平性 (equality)、価値 (pay for value) を満たすことである。人口の高齢化や疾病形態の多様化に直面し、新しい医療技術と医薬品はブラッシュアップされ、価格も年々高額になっている。健保署には新薬予算執行率と希少疾患予算執行率の改善について、明確なフォローアップ方法を制定し、定期的に執行状況を開示することで患者の医薬品使用の公平性を保障する必要があると考える。

(医薬品医療機器部会)

### テーマ31 医薬品給付協議契約プロセスの最適化 (価格協議契約 (PVA)、その他協議契約 (MEA)、薬剤費の限度額 (budget cap) 等を含む) (継続事項)

- 要望事項** 1. 健保署には医薬品給付協議契約 (MEA) を更新する際、協議をスムーズに進めるため、期間満了の9ヶ月前までに製薬会社に通知することを提案する。

2. 健保署には、医薬品給付協議契約 (MEA) で返還された薬剤費を、新薬の給付または医薬品給付範囲の拡大に活用することを提案する。
3. 健保署は、価格協議契約 (PVA)、その他協議契約 (MEAなど)、薬剤費の限度額 (budget cap) 等を含む医薬品給付協議契約プロセスにおいて、提出する内容は科学のおよび根拠に基づくものでなければならない。また、業界の意見の収集とヒアリングを継続し、具体的な医薬給付協議の仕組みの改善について具体的に提案する必要があると考えられる。

- 補充説明**
1. 4月に健保署署長が健康保険医薬品政策について講演した際、新薬利用のしやすさについての推進策を提示した。その中には、MEAの契約更新時に9ヶ月前までにメーカーと協議することが含まれている。健保署にはこれを確実に実施し、専門家会議の前に製薬会社から提案を提出し、会議にこの意見を取り入れることを求める。
  2. 現在、全ての癌新薬はMEAを締結している。予算を十分に活用し、患者の新薬の利用しやすさを向上するため、節約した薬剤費は関連プロセスを通じて新たに他の新薬の給付あるいは医薬品給付範囲の拡大に使用することを提案する。
  3. 製薬会社はこれまでに医薬品の給付への組み入れ、又は給付の拡大を申請する過程において、健保署から薬剤費の限度額契約の締結、及び価格・数量協議の返済比率を高めることを要求されてきたが、健保署は明確な科学的根拠または理由を提示しなかった。そのため、価格・数量協議の上限または薬剤費の限度額が実際の臨床需要よりはるかに低く、かつ製薬会社がすべてのリスクを負担することとなった。従って、健保署には医薬品給付協議契約の返済比率、価格・数量協議の返済比率と薬剤費の限度額設定の仕組み、又はガイドラインを提供するよう提案する。また、協議内容の合理性、予測可能性と透明性を高めるため、すべて科学のおよび明確な根拠に基づくものである必要がある。このほか、医薬品給付協議制度の最適化に役立てるため、健保署には定期的に業界団体と関連検討会議を行うよう要望する。

(医薬品医療機器部会)

## テーマ32 医薬品医療科学技術再評価 (HTR) の関連規範を制定する(継続事項)

- 要望事項**
1. 健保署には、製薬会社が準拠するための、現在の健康保険法第42条などの根

抛法に基づいてHTRの運用ガイドラインを定め、また行政規則に関する事前発表プロセスを通じた意見の収集を行うよう提案する。

2. 健保署には運用ガイドラインが制定されるまでHTRの実行を延期することを提案する。

- 補充説明**
1. 健保署には、Good Regulatory Practiceを満たすHTR運用ガイドラインを策定し、行政法の原理原則に従い、明確性の原則、信頼の保護、及び遡及禁止の原則を含むHTR制度を制定するよう提案する。
  2. HTR制度は医薬品の保険算入システムに照らして厳格に実施し、かつ科学性、公平性、透明性、修復性などの各要素を堅持する必要がある。よって、少なくとも以下の各原則を含む（但しこれらに限らない）ことを提案する。
    - (1)公的評価を受ける際の、包括的なエビデンス収集と方法論。
    - (2)明確で予測可能な審査プロセス。
    - (3)関係者間の十分な事前コミュニケーション。
    - (4)製薬会社からのインプットと協議できる適切な機会の保証。
    - (5)最終的なHTRの結果は、製薬会社と行政双方によって合意。

(医薬品医療機器部会)

### テーマ33 セルフメディケーション推進に向けて—今後の展望とOTCモノグラフ(指示薬品審査基準)拡大

- 要望事項**
1. セルフメディケーションの推進していく計画はあると思うが、直近で関連する（特にOTC医薬品に対する）法案や動きなどが見受けられないので具体的な展望を示していただきたい。
  2. 上記に関連して、直近でOTCモノグラフ（指示薬品審査基準）に新成分の追加があったのが2018年と5年空いている。具体的にどのくらいの間隔で追加していくのか、どのくらい追加する目標があるかを示していただきたい。

- 補充説明**
1. 医療費を削減するためにセルフメディケーションの推進は重要な課題の一つである。しかし、直近でOTC医薬品に焦点を当てた法案の新規起案や改正などが見られず、逆にOTC医薬品にとっては新規製品の申請はもちろんのこと既存品にまでも影響を及ぼす法案の改訂などが多い。OTC医薬品を拡大していく展望が見受けられなければ日系にかかわらず多くのOTC医薬品

メーカーが台湾市場に対する投資を今後あきらめざるを得ない。市場を大きくしていくためにも今後どのような計画や展望があるのか具体的に示していただきたい。

2. 台湾のOTCモノグラフは日本のOTCモノグラフに比べると対象の成分が少ない。OTCモノグラフの拡大は台湾政府がセルフメディケーション推進に対する意思を示す一つの目安になると考えている。また、日本でのOTC医薬品におけるインバウンド構成比が諸外国に比べて台湾が高いことから、多くの台湾人に日本のOTC医薬品が受け入れられていることが分かる。台湾国内で日本のOTC医薬品が購入できれば利便性、また、十分な服薬指導を受けることができる観点からもOTCモノグラフの拡大は積極的に検討していただきたい。

(医薬品医療機器部会)

## 【7】 たばこ/酒/食品等の規制について

### テーマ34 指定たばこ製品に関するオープンで透明性のある公正な許認可および審査プロセスの担保について (継続事項)

**要望事項** 指定たばこ製品の許認可基準を明確かつ具体的に定義し、審査のプロセスについては、事業者が適切にその基準を遵守することを担保するためにも、オープンかつ透明性があり、公正なものとなることを要請する。これにより、潜在的な貿易問題を生み出すことなく、公衆衛生を保護し、全体的な投資・貿易秩序を維持することが可能となると考えている。

**補充説明** 過度な様々な規制を含む菸害防制法改正（以下、「THPCA」という。）が2023年2月15日に公布され、3月22日に施行されることとなった。また、衛生福利部は、THPCAの公布と同日に「指定たばこ製品の許認可に関する健康安全評価試験に係る規則（以下、「HRA」という。）案」を発表したが、意見公募期間については7日間しか設けられなかった。

HRA案の発表に先立ち、台北市日本工商会として国民健康署に対して、HRA案に関して適切な意見公募期間を求める意見書を送付した。我々は、意見公募については、全ての利害関係者を適切に巻き込み、透明性のある法的規則の制定を目指す観点から、60日間の意見聴取期間が必要であるとの提案をした。しかし、残念ながら、国民健康署はHRA案に係る意見公募を7日間のみ受け付ける旨を発表し、更には発表以前に我々の意見書に対する適切な返答がなされなかった。

その後も、過度な規制（フレーバー禁止など）に関連するTHPCAの細則に対する意見公募についても、7日間しか期間が設けられなかった。

新しいタイプ／カテゴリーである指定たばこ製品は、明確かつ具体的な許認可基準が必要であり、審査のプロセスについては、公衆衛生上の目的を達成するだけでなく、企業が適切に基準を遵守することを担保し、公正な競争と良好な投資・貿易環境を確保するために、オープンかつ透明性があり、公正なものである必要がある。しかしながら、意見募集期間が短く、関連する利害関係者から十分に意見を募り、実現可能性を評価できなかったため、最終的に公表されたHRA審査規則は依然として極めて曖昧であり、透明性を担保した公正な審査を担保することができていない状況にある。

オープンかつ透明性があり、公正な許認可/審査を担保するためには、審査プロセスとタイムラインの明確化および透明化が必要である。その観点から、長年にわたって運用されてきている医薬品審査の仕組みを参照し、政府は審査に責任を持つ組織、専門家、学者のリストを公的に開示するとともに、審査会議の議事録を開示することを提案したい。

加えて、台湾政府として健全な経済・貿易環境と安定した市場秩序を維持するためには、1社および1ブランドのみが自由に市場にアクセスできる状況を不用意に作り出し、不公正で反競争的な競争条件を生み出し、消費者の選択と権利を奪うことがないようにすることが極めて重要であると考えている。そのため、初期の承認段階においては、複数の申請者の製品を同時に承認する一括承認方式を採用することを検討する必要がある。

以上のとおり、我々は、所轄官庁が、公衆衛生政策の目的達成と合わせ、全体的な投資・貿易秩序を維持しながら潜在的な悪影響を回避するために、オープンで透明性のある公正な指定たばこ製品の許認可および審査プロセスを担保することを要請する。

2023年4月24日、HPAはHRA審査申請料の金額案を発表し、1申請あたり200万台湾ドルとする考えが示され国民健康署はこの金額が医薬品検査登録審査料をベンチマークして設定されたものであることを明言している。したがって、HRAの審査プロセスに関して、運用プロセス、詳細スケジュール、専門家リストの提供など、医薬品審査を参考にすることが望ましいと考えている。

（食料物資部会）

### テーマ35 台湾食品添加物法規制の国際慣例及び主要貿易国との整合性確保による台湾消費者の多様な選択への貢献について

**要望事項** 台湾における食品添加物法規である「食品添加物使用範囲及限量暨規格標準」の見直し及び台湾の単体食品添加物のポジティブリストと主要な貿易相手国のリストとの一体性、整合性の確保により食品の輸出入の促進を希望する。

**補充説明**

- 台湾は単体食品添加物の主要な製造国ではなく、台湾の食品製造業者が使用する食品添加物の凡そ90%程度は輸入品である。
- 台湾における食品添加物のポジティブリストは台湾に通常輸入されている或いは台湾において製造されている食品に必要なとされるものが主となっている。  
一方、国際的には各国政府の単体食品添加物のリストへの追加方法は、希望する製造業者が自ら申請する以外に各国が定期的にCodex或いはJECFAに追加リスト入りした添加物を主体的に追加すると同時に、定期的に国際的な整合状況を確認して適宜整合性を確保している。台湾においても同様の管理をお願いしたい。
- 例を挙げると、国際的には多くの国で「減塩」「減ナトリウム」が進められており、食品業者向けのガイドライン等制定の動きも広まってきている。このため、多くの食品輸入業者或いは食品製造業者が「減塩」「減ナトリウム」食品の輸入や製造を行う動きが増加しているが、国際的にこれらの製品に広く使用されている単体食品添加物（Codex、EU、アメリカ、日本等で以前より使用可能になっているもの）が台湾においては使用できない状況となっている。（例えばCalcium di-L-Glutamateなど）  
(食料物資部会)

### テーマ36 ① 日本酒、焼酎などの酒類の関税率引き下げについて(継続事項)

**要望事項** 酒類関税において、ウイスキー/ビール(0%)、ワイン(10%)等と比較して、日本酒(20%)、焼酎(40%)の関税率は非常に高くなっている。

台湾には、日本各地を訪れ、その土地固有のそれら酒類を嗜んだ経験を持つ人や日本の飲食文化を理解し、好む人も多いことから、該当カテゴリーの市場価格が適正となりさえすれば、多くの人の購買が喚起され、関税収入減を上回る営業税、酒税及び営利事業所税の収入増も期待できると考える。従って、日本酒、焼酎などの関税率の引き下げを要望する。

**補充説明** 2019年には日本酒の関税は下げられたが、依然として日本酒、焼酎については関税が高率であり、市場価格も高く設定せざるを得ないため、十分な市場競争力を持ち得ず、市場拡大や売上増に繋がられていないと判断する。

また、日本酒及び焼酎等の酒類の原料であるお米が、台湾の主な農産物であり、過度な関税率の引き下げは台湾産の関連製品の市場シェアを下げ、政府所有食糧の販売に影響する懸念は理解するが、現状の関税率は他のアルコールと比較しても突出して高いと言わざるを得ないと考えている。

さらには、茅台酒/白酒/高粱酒/焼酎等につき、其他穀類酒として一括りで定義/課税(40%)されているが、アルコール度数の違いもあることから、たばこ酒税法において導入されているビール以外の酒類に対するアルコール度数に応じた税率規定のように、細分化し、個々に関税を設定することが合理的であると考え。

(食料物資部会)

## テーマ36 ② 琉球泡盛の関税率引き下げについて(継続事項)

**要望事項** 2019年7月26日に穀物酒(主に清酒)の関税率を40%から20%に引き下げられたが、琉球泡盛を含む蒸留酒は依然として40%の関税率となっている。

昨年の関税率引き下げの要望の際には、日本と台湾間の自由貿易協定、経済連携協定等の更なる進展が必要とのことで回答をいただいているが、当該要望事項への配慮については弊会(台北市日本工商会)から日本政府関係省庁にも伝達・要望しているところである。

日台双方の経済連携協定等の進捗を踏まえながらということではあるが、議論の進展に繋がるよう、引き続き関税率の引き下げについて要望してまいりたい。

**補充説明** コロナ禍以前の台湾から沖縄県への入域観光客数は、2019年度に約90万人を超え、過去最高を記録している。この数字は、来沖する中国や韓国、香港からの入域客数に比べて最も多い。

また、沖縄県から台湾への観光客も多く、近隣であるという地理的な要素以外にも、ビジネスや留学等の人的交流のほか、歴史的・文化的にも繋がりが深い。このように、多面的な部分で相互の交流があることから、食文化を含めた更なる交流の推進という観点で、本県独自の蒸留酒である「泡盛」の流通促進(関税の引き下げ)を継続して要望したい。

沖縄県産業振興公社台北事務所では、これまで台湾内の大手デパートや、スーパーなどで開催される沖縄物産展などにおいて、泡盛を含む県産品の認知度向上・消費拡大に繋がる取り組みを積極的に行ってきた。昨年10月に台北－那覇間の直行便が再開されてからは、台湾－沖縄相互の往来が活発化しており、観光、ビジネスだけでなく、教育、スポーツなど様々な分野における交流促進への機運が高まっている。

今後も、相互の交流に向けた取り組みを続ける予定であり、沖縄の文化である「泡盛」がより身近な存在となるよう、本要望にご理解をいただきたい。

(運輸観光部会)

## 【8】 建設工事関連について

### テーマ37 バリアフリー対応型機械式立体駐車設備の普及に対する法整備について(継続事項)

**要望事項** ハンデキャップを持つ人々や、今後も増加が予想される高齢者が安全に利用できるバリアフリー対応の機械式立体駐車設備が普及・拡大されるよう、政府の関連機関と台湾立体停車機械産業協会等が検討・協議を継続的に推進し、バリアフリー対応機械式駐車設備の安全規格を明確に定めた認定制度を制定願いたい。更に、その制度に基づき、認定を得た機械式駐車設備については、建築物に付随する駐車場のうち、法的に設置が義務付けられているバリアフリー用駐車スペースとして活用できるよう法整備されることを望む。

**補充説明** 今やハンデキャップを有する人々や高齢者の社会進出を積極的に支援することは世界標準である。商業施設やビル、マンションなどの建築物はバリアフリー関連法規の整備によって、誰もが安全に、支障なく利用できる構造にすることを目指している。しかしながら、建築物に付帯する機械式駐車設備に対して政府では「安全上の問題があり、使用しない方が良い」との見解を継続しており、現状のままの状態では駐車場の社会的貢献度の向上や機械式駐車設備の技術的発展は望めない。

本提案は、既に日本で幅広く認定されている電梯塔式・地下式・多段式のバリアフリー対応機械式駐車設備に関する技術基準を参考とし、ハンデキャップを有する方々や高齢者の利用に対し、本当に安全上の問題が生じるかを検証いただき、技術的に解決可能な方法について取り入れて欲しいということである。台湾の建築法規にある例外規定による「設けなくてもよい」から、「この基準なら設けてもよい」との考えになるよう継続的な検討をお願いする。

なお、貴政府が現在も有している「日本のバリアフリー認定製品が“運転者や同乗者が装置内に入らない形態に近い”」との認識は事実誤認であることを申し添える。

(建設部会)

### テーマ38 建築確認申請許可取得後に発生する第三者の構造設計者による指摘事項についての合理性の確保(継続事項)

**要望事項** 建築確認申請の許可を取得した建設案件について、該当の許可を下した自治体(県政府など)が、民間委託した第三者の構造技師(構造設計者)に対し、その許可案件の再調査及び指摘事項を求める事例があった。再調査対象の案件は抽選によって選ばれたとされるが基準が不明確であり、またその第三者の構造技師からは構造設計上の追加対策を求められた。その後その指導に基づく設計変更を行わなければならなかったため、着工前にもかかわらず建築変更申請を余儀なくされ、この結果、工期の延伸、建設コストの増加が発生した。これは本来建築確認申請プロセスのなかで指摘があるべきもので、手戻りのない建築確認申請プロセスの合理的な運用を要望する。

**補充説明** 建築法改正草案が立法院の会期終了で不継続となったため、内政部から2020年1月13日に改めて書面により行政院へ報告された。それを立法院に審査させるため行政院が立法院に出し、今後は行政院および立法院の審議進度に合わせて処理すると聞いている。継続審議をお願いしたい。一定の規模以上の定義については、建築法改正が可決されたら、内政部により各方面の意見を収集の上、関連規定を検討してもらいたい。

(建設部会)

### テーマ39 ショッピングモールへのクリニックの誘致について(継続事項)

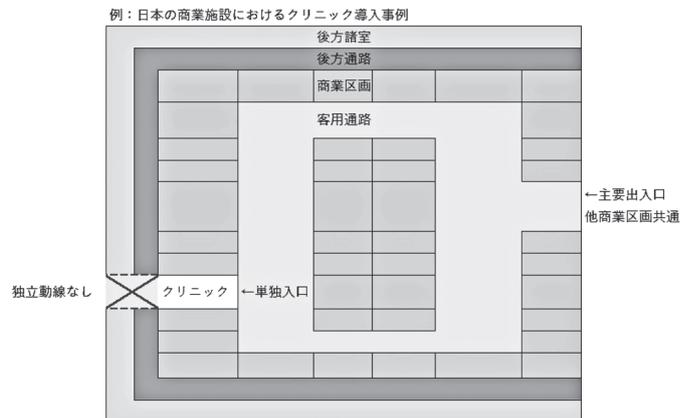
**要望事項** 台湾においてクリニックを開院する際に、その場所まで独立出入口を設けることが求められるが、利用者の利便性向上の観点から、クリニックの種類に応じて、開院基準の緩和を要望する。

**補充説明** 2021年版白書及び2022年版白書において、上記要望に対する政府回答として、独立出入口が必要であると解釈できる。しかしながら、以下の理由から再度商業施設と共用出入口の使用認可を求める。

(1)当部会が想定しているクリニックは皮膚科、眼科、歯科など、救急対応を行わない日常使いのクリニックである。

(2)プラン設計上一つの区画のために独立動線を設けることは商業施設の自由度を下げることになり、全体として良いプランがしにくくなる。

(3)日本の商業施設においても、クリニックは他商業テナントと同様に独立出入口を設けていないが、特に問題は発生していない。



2022年版白書の政府回答に対する部会評価提出後に、国家発展委員会から「衛生福利部はショッピングモールの中でクリニックを設置できないと規定していない。クリニックは独立の進出口があればいい、独立の動線の確保も不要。」とのコメントを頂いたが、2023年5月15日現在、台中市政府から「必須経過商場再進入、不算獨立出入口」との指導が入り、手続きが進まない事案が発生している。

(建設部会)

#### テーマ40 緑建築における屋上断熱評価基準変更について(継続事項)

**要望事項** 緑建築評価における建物上部の省エネ係数は屋上面のみを評価するよう定められているため屋上面以外の断熱は評価されない仕組みになっている。

これは建物屋上階のすぐ下の階が空調された屋内空間である場合には効果的だが、そうでない場合には効果的ではないので、建物プランに応じて断熱評価箇所を変更していただきたい。

**補充説明** 2021年版白書と2022年版白書において同様の改善要望を提出し、建築技術規則では一定の条件下で断熱不要という回答を頂いた。しかしながら、問題は建築技術規則で不要であっても、緑建築標章を取得する前提において、どの層の断熱が評価されるかという点にある。

具体的には、以下の図のとおり、現行制度ではどのようなプランでも太線部分のみ評価されているが、その下階が1/2開放駐車場の場合、断熱の効果は限定的である。



- ・セットバックを細部計画の求めよりも多くとるべき
- ・この計画で儲けるのだから近所の公園(=敷地外)を認養すべき

これらの意見はデベロッパーの自由な企画を制限する上に、セットバック拡大や通路幅の拡大については実質的な使用可能面積の減少であり、経済的損失も大きい。また当初想定しえない投資負担の増大などは今後の投資に対する意思決定に多大な影響を及ぼしかねない。したがって委員会の意見をもとに地方政府で最終決定とするか、意見採用に一定のガイドラインを設けるようお願いをしたい。関連して、委員会で最終決定がなされるときに、一度事業者を退出させたのちに結論が出され、事業者はその結果を公文で初めて知るという流れであるが、そのプロセスも透明性に欠ける。すべての議論は公開でされるべきであり、ただ委員会の結論を一方向的に押し付けるのではなく、事業者がどういう説明をしているかも記録に残すべきである。

2022年版白書において内政部から「申請者に公園の里親になることを求めることにつき、市設計審議に関係がない場合、行政機関は自粛し、不適切なつながりを避けるべきであり、申請者も権益を守るためにその場で拒否したり、会議後行政救済を申し立てたりすることができる。」との回答を頂いた。しかしながら、「その場で拒否」すれば委員会を通過できないし、行政救済を申し立てた場合には時間が要することが予想され、事業の投資回収期間に大きな影響が出てしまう。そもそも法令上「セットバックに必要な距離が15m」であるにもかかわらず、「30mセットバックするよう」といった法規を超えるような意見そのものが委員から主張されることが不合理ではないかと考えている。については、2022年版白書に引き続き、意見の採用における一定の「ガイドライン」を通達等を出していただくよう改めて要望する。

(建設部会)

## テーマ42 ショッピングモール内での学習塾・習い事教室の新設基準について

**要望事項** 台湾において学習塾や習い事教室を新設する際に、特に法規上の規定はないが、その設置場所が商業施設内であることを理由に申請の認可を受けられない状況となっている。利用者の利便性向上の観点から、学習塾の新設基準の明確化および緩和を要望する。

**補充説明** 台湾では、学習塾の設置基準や学習塾を新設する際の申請方法が以下の法律およびその準則において定められている。

- ・「補習及進修教育法」、  
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=H0080002>
- ・「短期補習班設立及管理準則」  
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=H0080087>

これらの中に、教室の最小の広さや、採光・通風・階段幅・消防設備を関連法規に則り適切に設けている等の学習塾の設置基準が規定されているが、設置場所が商業施設内ではいけないということは規定されていない。

台中市内でショッピングモールを建設中に、台中市教育局と当該ショッピングモール内に学習塾・習い事教室を設置することについて協議を行ったところ、上記のような施設上の与件はいずれも満たしているにもかかわらず、「そもそも商業施設内に学習塾を設置するなんてありえない」と取り合ってもらえなかった事例があった。台中市教育局からは、商業施設内の学習塾設置を許可できない理由について、根拠は示されなかった。

日本ではショッピングモールを含む商業施設内に学習塾や幼児・小中学生向けの習い事教室が設けられていることはごく一般的となっている。保護者が買い物のついでに子どもの送り迎えをしたり、子どもが教室で学んでいる間に保護者がショッピングモール内で食事をしたりと、利用者にとって利便性の高い環境であるといえる。また、商業施設であれば一般的に消防関連法規等の規制は文理補習班よりも厳しい安全基準で設けられているため、安全上の問題も無いと考える。

(建設部会)

#### テーマ43 世界貿易組織政府採購協定（以下、GPA）採用時、BSMI（經濟部標準檢驗局）認証機については、非適合国扱いの除外（もしくは緩和処置）について

**要望事項** 内政部營建署が推進するGPAを採用した場合、協定対象国で生産された空調設備しか購買可能とならない。その一方で、台湾で販売する空調設備については、BSMI（經濟部標準檢驗局）で認証された設備でないと輸入も販売もできないとしている。多額の費用を払い、BSMI認証を受けてもGPAでは購買対象から除外されてしまい、一般市場で広く採用されている最新機種が使用できないこととなり、政府が推進するエネルギー政策への寄与、公共施設運営者のメリットにも影響があると考えられる。空調及び換気設備については、非適合国の設備でも採用（購

買)が可能となる対象国の撤廃、もしくは、緩和処置を検討していただきたい。

**補充説明** 台湾国内で広く採用されている業務用空調機や換気設備の多くは、タイ、マレーシア、ベトナム等のアジア各国で生産されており、GPA採用時とは言え、生産国を限定することは不公平であり、矛盾していると考える。

(建設部会)

#### テーマ44 IEC規格(IEC60335-2-40)のエディションアップについて

**要望事項** SDGs、ESG、CSRが叫ばれる中、冷媒R32冷媒の業務用途への適用を望む声が日々、増している。しかしながら、現時点で台湾のIEC規格(IEC60335-2-40)は、「edition5(2013)」であり、R32冷媒の業務用大型空調設備への採用に対し、障害となっている。

より環境にやさしく省エネが図れるR32冷媒への転換は、台湾政府が推進するエネルギー政策、環境配慮に寄与し、消費者にもメリットがあることとなるため、早期に「edition6(2018)」もしくは、「edition7(2022)」の採用を要望する。

**補充説明**

- ・ 欧州、日本では、既に「edition7」が採用され大型業務用空調機においてもR32冷媒機が販売されている。
- ・ 米国においては、2024年から「edition7」へ更新される見込みである。
- ・ アジアではシンガポールが「edition7」を許可した。
- ・ オセアニアではオーストラリア、ニュージーランドが「edition6」を採用している。
- ・ 環境への関心が高い国ほどいち早く最新版の規格を採用し、その効果を取り入れている状況と言える。

⇒参考資料：IEC規格editionによる主な違いと各国の状況

(建設部会)

## 【9】金融財務について

#### テーマ45 非居住者の源泉徴収報告期限につき、報告期限の計算に休日を除外する営業日ベースとするか、休日を除外しない場合は報告期間を延長するとの要望について(継続事項)

**要望事項** (2022年度白書台湾政府回答を踏まえた要望)

非居住者の源泉徴収税の納付、源泉徴収票による申告及び発給期限が、3連休

以上の国定休日にあたる場合には5日延長できるという法改正に向け、手続きが進んでいることを高く評価。

上記改正が可決されると、実務的に相当改善することにより恩恵を受ける対象は日本企業に限らず台湾企業や他の国際企業にまで及ぶことより、実際の法改正の確認をもって本要望をクローズすることと致したい。

#### 補充説明 (当初 (2019年度) 白書要望内容)

所得税法第92条は、非居住者が所得税法第88条に規定するすべての種類の所得が台湾国内で発生する場合、台湾国内の源泉徴収代理人は、源泉徴収日から「10日以内」に源泉徴収税を国庫に支払うとともに源泉徴収票を発行し税務署へ申告する。

源泉徴収代理人が税務署に納付・申告する際、税務当局により源泉徴収後休日も含めた「10日以内」の納付・申告源泉徴収代理人の納付・報告が義務付けられており、この期限に遅れると税務当局から過料が課される。

源泉徴収代理人は申告期限の10日間には休日が含まれることを認識しておらず、故意ではないにも関わらず税務当局から過料が課され、しばしば源泉徴収代理人と税務当局との間で訴訟が起きている。

また、役務発生と納付・申告期限の間に旧正月など中長期の休日が入る場合に、休日前での源泉徴収代理人側の事務作業に負担がかかっている状況となっている。

税務当局に対し源泉徴収代理人側の事務負担及び訴訟の軽減を目的として、非居住者からの源泉徴収税の納付・申告期限は、休日を除く10営業日以内とするか、休日を期間に加算する場合には「10日以内」を例えば15日以内等長い期間に変更するよう検討頂きたい。

(金融財務部会)

### テーマ46 100万米ドル以上の外国為替取引における中央銀行事務手続き簡素化について (継続事項)

#### 要望事項 (2022年度白書台湾政府回答を踏まえた要望)

外匯收支或交易申報辦法第5条に対して、銀行の運用上の簡易措置を採用頂いたことを高く評価。また、Q&A集や貴行ウェブサイトからも確認できることも大きな改善と認識。

一方で、まだこの簡易処置が各銀行に周知浸透しているとは言い難く、この措

置により恩恵を受けられる企業がより増えるためにも、貴行より各取引銀行が取引先に対して当該簡易措置の運用を啓蒙するよう指導頂きたく、各銀行宛の再周知の確認をもって本要望をクローズと致したい。

#### 補充説明（当初（2020年度）白書要望内容）

外匯收支或交易申報辦法第5条により、外為取扱金額が100万米ドルを超える場合、外為取引を行った報告義務者は関連する契約および承認書を中央銀行へ報告書とともに添付提出する必要がある。

報告書類がリストされた項目と一致することを取扱銀行によって確認された後に台湾ドルとの交換が可能となっている。

経済成長率が年々高まっていることで各企業の貿易取り扱い額が増え続けており、100万米ドルを超える外為取引も頻繁に発生しているため企業側の事務作業が煩雑化し、タイムリーに為替取引を実施できないことによる国際的な価格競争力の低下要因となっている。

100万米ドルを超える外貨取引に関する関係書類の提出義務自体を廃止するか、現状の100万米ドル以上での申告義務限度額を緩和して例えば10倍の1,000万米ドルへ申告義務額を増やすなどの対応をして頂きたい。

（金融財務部会）

#### テーマ47 コミッションや定額口銭に係る為替予約規制の緩和について（継続事項）

##### 要望事項（2022年度白書台湾政府回答を踏まえた要望）

代理店業務の口銭に関わる実務内容をご理解頂いた上で、「銀行による外為業務処理の管理規則（銀行業辦理外匯業務管理辦法）」の銀行の運用上の簡易措置を頂いた点を高く評価。また、Q&A集や貴行ウェブサイトからも確認できることも大きな改善と認識。

一方で、まだこの簡易処置が各銀行に周知浸透しているとは言い難く、この措置により恩恵を受けられる企業がより増えるためにも、貴行より各取引銀行が取引先に対して当該簡易措置の運用を啓蒙するよう指導頂きたく、各銀行宛の再周知の確認をもって本要望をクローズと致したい。

#### 補充説明（当初（2021年度）白書要望内容）

「銀行による外為業務処理の管理規則（銀行業辦理外匯業務管理辦法）」では如何なる為替予約締結に際しても実需に基づいた為替予約であることを証明するため、契約書やInvoiceなどの船積書類の提出が義務付けられている。当該規制に関して、代理店業務として契約当事者から受領するコミッションや定額口銭について、為替予約の締結に係る緩和措置を実施頂きたい。

商社等の台湾進出企業現地法人は日台間や外国間貿易の際に、貿易商品本体の売買契約当事者ではなく代理店として取引に参画するケースが多々ある。

このため、契約当事者となる日本の本社やその他海外現地法人等から船積完了による成功報酬ベースでのコミッションや定額口銭が大きな収入源となっている。

特にコミッションは米ドル建て船積金額の何%、船積数量1トン当たり何米ドルといった計算に基づいて役務対価を受領しているが、船積1件当たりのコミッション金額は数百米ドルレベルの少額なもので毎月数百件の計上があり、逐次少額のコミッションを本社から送金させる手間とコストを削減するために、毎月1回の月末決算締め後の本社との残高確認後にまとめ送金を受領する形式を採用している。

台湾での為替予約制度ではコミッション確定からまとめ送金を受領までの期間40日程度における為替リスクを避けるため為替予約ができない。

このため、2020年のような米ドル安局面においては台湾側現地法人では大きな為替損が発生する状況となった。

為替実需の証憑の提出が不要な100万米ドル未満の借入金を行い即座に台湾ドル転を利用して為替ヘッジを行うことも想定できるが、外貨借り入れコスト及び台湾ドル転コストがかかるだけでなく、低金利下において台湾ドルでの定期預金運用を行ってもこれらのコストをカバーできない状況である。

このため一定金額以下の為替予約についての規制緩和を検討いただきたい。

(金融財務部会)

#### テーマ48 ターンキー契約における日台租税協定の適用の実効性担保とオフショア部分課税除外の要望について（継続事項）

##### **要望事項（2022年度白書台湾政府回答を踏まえた要望）**

政府回答において「材料輸入、機器供給の営業利益がその台湾での当該恒久的

施設に属すべきではないことを確認したときは、日台租税協定に規定されている減免をし、その二重課税の問題を解決する」と明確に言及したことについて、一定の評価。

一方、台湾で請負工事案件を受注している日本企業において、当該租税協定第7条の事業利得免税の申請・適用案件が極めて少ないことは、台湾の税務実務上、如何に実行可能性のハードルが高い制度であるかの証左であり、租税協定締結の目的の一つを果たしていないものと思料。以上より、以下の点を引き続き要望。

- 1、租税協定第7条の事業利得免税適用について、承認制ではなく、届出制を採用する。あるいは仮に承認制を維持するのであるなら、審査期間の上限を設け(例えば申請後60日以内に審査完了するなど)、審査時間を短縮する。
- 2、租税協定第7条第2項の基礎となるAOA (Authorized OECD Approach) に照らして、台湾で課税対象となるべき「台湾での当該恒久的施設に属する営業利益」の範囲及び実務上実行可能な計算方法についての明確な基準を設定し、納税者及び課税当局の双方にとって参照すべき根拠とする。

本要望に関してその説明を含め、個別で意見交換を行う場の設定を希望する。

#### 補充説明 (当初 (2021年度) 白書要望内容)

日本法人が台湾で受注した発電所や鉄道といったインフラ工事において、契約額の中に日本からの機器調達額を含むターンキー契約の場合、財政部民国77年3月28日付解釈通達(台財税第770526922号)に基づき、輸入による機器調達額を含めた契約額全体が台湾源泉所得として課税対象とされる。

一方で、2017年から適用されている日台租税協定第7条に基づけば、日本法人が台湾の支店や工事事務所等の恒久的施設を通じて域内で事業を行う場合、台湾における恒久的施設に帰属する利益部分に対してのみ課税されることとなり、日本に帰属する利益部分は課税されないこととなる。加えて、所得税法第124条の規定により、租税協定の適用は国内所得税の関連法規に優先される。以上から、租税協定の適用により、日本から輸入した機器調達部分については日本に帰属する利益部分として、台湾における課税対象から除外される余地がある。

しかし台湾での実務上、租税協定の適用に係る審査準則 第13条に基づけば、租税協定の適用に際しては税務当局への認可申請を行う必要があり、認可取得のために、契約や事業内容についての詳細な説明や、日本・台湾間での利益配分に関する

証明等が必要となり、租税協定の申請から認可までの協議が長期間に渡るだけでなく、租税協定の適用自体も非常にハードルが高いものとなっている。結果、ターンキー契約に関して日台租税協定の適用が困難となっているケースがほとんどであり、本来、日本法人が享受できるはずの租税協定のメリットを享受できず税負担が過大となり、工事の採算性を悪化させている。この工事の採算性についての課題は、インフラ工事を計画・実行する多くの日系企業においてボトルネックとなっている事項であり、日台協力によるインフラ工事の成否にかかる重要な問題となっている。そこで、日台租税協定の適用に関して、以下の2点を要望したい。

①認可制から届出制への変更

②輸入材料・機器の供給に対する利益を台湾における課税対象外とすることの明確化

#### 関連法規

【財政部 民国77年3月28日付解釈通達 台財税第770526922号(抜粋)】

台湾国外の工事請負者が台湾国内にて建設工事を請負、契約により台湾国外から調達し提供する材料及び機器設備の代価については、法により営業税及び営利事業所得税が課税される。

(中略)

営利事業所得税部分は次に掲げる方法のいずれかによる。

1. 確定申告による方法：所得税法第24条の規定（通常の確定申告納付）に従い、年度の全収入から各原価費用を控除した純益を所得とする。
2. 所得税法第25条申請による方法：当該国外調達の材料及び機器設備、請負手数料は技術提供サービス報酬と合わせて所得税法 第25条の規定により申告又は源泉徴収納付する。

【日台租税協定 第7条 事業利得】

1. 一方の地域の企業の利得に対しては、当該一方の地域の企業が他方の地域内にある恒久的施設を通じて当該他方の地域内において事業を行わない限り、当該一方の地域においてのみ租税を課することができる。一方の地域の企業が他方の地域内にある恒久的施設を通じて当該他方の地域内において事業を行う場合には、当該一方の地域の企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の地域において租税を課することができる。

## 【所得税法 第124条】

中華民国がその他の国と締結した所得税協定に別に特別な規定がある場合は、その規定に従う。

## 【租税協定の適用に係る審査準則 第13条】

締約相手国の企業に法律に基づいて課税する所得税の営業利益があるが、租税協定の営業利益に関する規定により、所得税を減免する場合、締約相手国の税務機関が交付した居住者証明書、中華民国国内に恒久的施設がない又は中華民国国内の恒久的施設を経由して事業活動を行っていないことを証明する関連書類、所得に関する証明書を添付して、支払者の所在地の税務機関に対して所得税減免の認可を申請するものとする。所得税法第88条に定める源泉徴収範囲に属する所得は、税務機関が認可を行う時に、副本で源泉徴収義務者に対して源泉徴収免除の旨を通知するものとする。

(金融財務部会)

## テーマ49 銀行が財団法人聯合徵信センター（以下、JCIC：Joint Credit Information Center）を通じて取得した顧客のデリバティブ取引情報の国外伝送の許容について

**要望事項** 金管会及び銀行協会の規定により、銀行が顧客にデリバティブ金融商品の与信設定又は更改を行う際、JCICを通じて顧客が他の金融機関で設定しているデリバティブ取引限度額情報を照会又は顧客に徴求し、他の顧客の業績等の財務情報を含めて考慮の上で、取引限度額を決めなければならない。

JCICを通じて得られた顧客デリバティブ取引限度額に関する情報は、JCICの会員規約及び公布済みの「『国際伝送部分の資料定義』の実行及び関連管理措置の説明」上、顧客デリバティブ取引限度額及びその残高情報は国外に伝送できる対象リストに含まれていない。

デリバティブを含めた取引限度額の最終審査権限が海外本店又は区域本部にある外国銀行在台支店は、顧客デリバティブ取引限度額の審査案件を国外審査部署に提出する際には、JCICを入手済みの当該情報の顧客宛の再確認やJCICのみから取得した情報を除去等の負担があるため、JCICを通じ得られた顧客デリバティブ取引限度額に関する情報を国外伝送が可能な情報の対象リストに追加することを提案したい。

## 補充説明 規制背景の説明

JCICは金管会傘下の財団法人で、信用取引の安全確保及び全国信用制度の健全な発展の向上を図るため、全国的な信用情報データベースを構築し、会員機関に個人や企業の信用記録や財務情報を提供している。

JCIC信用情報の国外伝送について、2012年に公表された「『国際伝送部分の資料定義』の実行及び関連管理措置の説明」の「国際伝送資料部分内容定義」において、国際伝送が可能なものがリストに挙げられている。その中には与信情報、クレジットカード信用情報及び個人が取締役・監査役、管理者等を務める企業の名簿などが含まれているが、デリバティブ金融商品に関する情報（いわゆる「C 01デリバティブ金融商品額及び実行情報」）は含まれていない。

その後、銀行によるTRF金融商品の不正勧誘・販売に係る不芳事案が発生し、金融秩序に影響を与えていることに鑑み、JCICは主務機関の指示に従い、デリバティブ金融商品取引に関するデータベースを新たに構築し、2014年12月25日より、“C 01デリバティブ金融商品金額及び実行情報”を会員機構の照会利用に開放した。

さらに、金管会は2016年1月に「銀行がデリバティブ金融商品を取扱う業務の内部作業制度及び手続管理弁法」20条3項及び4項を改正し、銀行協会もそれに対応して「銀行のデリバティブ金融商品取扱自律規範」25条2項2号及び3項等の規定を改訂し、銀行は顧客デリバティブ取引限度額を審査する際に、JCICを通じて顧客の他の金融機関における限度額を照会し、顧客取引限度額の設定時の考慮要素の一つにしなければならないとした。

しかし、前述のJCICの「国際伝送資料部分内容定義」の内容は、改正法の改正内容に対応しておらず、すなわち「C 01デリバティブの金額および実行情報」は依然として国際伝送の対象外である。

（金融財務部会）

## 【10】 知的財産権利について

### テーマ50 台湾専利法への間接侵害制度の導入について（継続事項）

**要望事項** 専利法において、「予備的行為」や「幫助的行為」を規制する間接侵害を規定することを要望する。

**補充説明** ①現在の台湾専利法には、米国や日本など多数国の特許法で導入されている間接侵害制度が無い。装置に専用で用いられる消耗品等について、発明の各構成が一体不可分で効果を奏するなどの理由から、装置と消耗品等の其々で専利出願することが難しい場合がある。間接侵害制度が無いことにより、上記消耗品等について、品質の担保のない互換部品が流通するケースが生じている。このような予備的・幫助的な行為を抑制することは、専利権者の経営環境を保護するのみならず、製品の品質、安全性等の担保に繋がることから、製品を利用する台湾のユーザーの権益にも資する。

②民法の規定を適用した判決があるが、以下の点で不十分である。

- ・直接侵害者の権利侵害の証明の困難性等により、民法の共同不法行為（第185条）として損害賠償請求が認められた判例はごくわずかであり、法的な安定性が低い。
- ・損害賠償請求の他に、専利侵害に対する主要な救済手段として、侵害を未然に防止するための差止請求がある。しかし、民法の原状回復規定（第213条）や排除命令規定（第767条）が裁判所で認められた事例はなく、専利権者の保護が不十分である。

③なお、台湾専利師公会も「2020智財白皮書」（P2. 一（四））において、「間接侵害制度の導入により専利権の保護強化を図ることは、台湾企業にとって有益であるとともに、外国企業による研究開発投資の促進に資する」旨、建議しており、間接侵害制度は日系企業のみならず台湾ユーザーからも導入が要望されている。

※参考資料：【台湾専利師公会白皮書】

[https://www.twpaa.org.tw/files/news/1550\\_0.pdf](https://www.twpaa.org.tw/files/news/1550_0.pdf)

（知的財産委員会）

## テーマ51 審判制度改革の推進について（継続事項）

**要望事項** 専利の審判制度に関し、①専利行政処分不服に対する審判の簡略化、及び②無効審判及びその審決取消訴訟の当事者対立構造の導入を要望する。

①智慧財産局の再審査と経済部の訴願手続きを統合し審判部を創設、「前置審査」の導入、及び「合議制（複数人の合議体による審理）」の導入を要望する。

②専利権の取消しを求める無効審判において、現在は、行政処分を下した智慧財産局が被請求人（審決取消訴訟では被告）となるが、当該専利権を有する権利

者を被請求人とし、自身の権利に対して権利の主張を行うことができる当事者対立構造の導入を要望する。

**補充説明** 上記①については、審理において技術的な知識を有する智慧財産局の審査官の知見を活用可能であるとともに、訴願手続きを智慧財産局に統合することで、手続きが簡素化される。また、②については、第三者からの権利の取消しの求めに対し、権利者自らが反論可能となる。これらはいずれも迅速かつ的確な審理及び知財紛争の解決に資するものと思料する。

これらの制度の導入によって、台湾知財制度の国際調和が一層推進することは、日本のユーザーのみならず、台湾のユーザーにとってもメリットを共有するものとする。

改正法案は2023年3月9日に行政院から立法院に送られ、3月17日に立法院にて一読通過したことを承知しているため、確実な法案成立を期待する。

(知的財産委員会)

## 【11】 その他全般について

### テーマ52 業務用マルチエアコン省エネ性能試験の改善について(継続事項)

**要望事項** 各空調機メーカーにおいては、台湾の省エネ規制に従い性能向上を図るべく日々切磋琢磨しているが、空調機省エネ試験においては、台湾独特な試験方法、実施ルールのため、開発、製品導入時期の遅れが発生している。優れた省エネ性能の実現とその開発を円滑に図るべく、下記2点改善要望を提出させていただく。

#### 1. 省エネ性能基準抜き取り検査の実施機種の明確化

市場にて省エネ性能基準抜き取り検査の実施が規定されているが、抜き取り検査を実施する機種の室内機組み合わせを明確にしていきたい。米国では、AHRI1230-2021のAPPENDIX D3(参考資料)の様に試験する組合せをメーカー自らが申請し、抜き取り検査をする際もその室内機組み合わせにて実施するように定められている。抜き取り検査対象室内機を明確化することにより、各メーカーの競争条件を同一にすることができ、市場に省エネ性能の優れた機種が普及することが促進できる。

#### 2. 第3国試験機関での省エネ試験実施

電気安全やRoHSの試験は、第3国試験機関で行うことが認められている

が、性能試験においても大電力等台湾以外の試験機関でも受験できるようにしていただきたい。現状大電力の試験負荷は非常に高く、試験室の予約が取りづらい状況が慢性的に継続している。大電力の設備増強もしくは第3国の試験機関で受験が出来れば、認証の迅速化を図ることができ、台湾に省エネ性能に優れた製品を素早く投入することができる為、台湾の省エネ推進に貢献することができる。

**補充説明** ⇒参考資料：APPENDIX D. DEVELOPMENT OF SUPPLEMENTAL TESTING INSTRUCTIONS FOR SET-UP AND TESTING -INFORMATIVE  
(電機電子部会)

### テーマ53 保育園バス(幼稚園幼童専用車輛)のリース解禁について(継続事項)

**要望事項** 幼稚園の保有する幼稚園バスのリース解禁をご承認頂きたい。

- 補充説明**
- ・幼稚園が保有する幼稚園バスは、教育部が定める【幼稚園幼童専用車輛與其駕駛人及隨車人員督導管理辦法】の以下の文言において、幼稚園が自身でバスを保有しなければならない規定となっている。  
第二條：幼稚園載運幼兒之車輛，以自有之原廠幼童專用車車種為限。  
第三條：幼稚園購置幼童專用車，應經直轄市、縣(市)主管機關核准後，向公路監理機關申請幼童專用車牌照，
  - ・2022年度の教育部からの白書回答では、幼稚園バスをリース解禁とした場合についての懸念事項として代表的な3つのケースを例示の上、現状では本件のリース解禁は難しいとの回答であったが、当部会より提案の幼稚園バスのリース解禁が実現した場合においても、リース会社は車両を幼稚園に対しリースするのみで、幼稚園バスの運営と運行は、当該の幼稚園が行うことには変わりはない。その為、リースを解禁することによって、教育部の例示した3つのケースの様な懸念事項は発生しない。
  - ・一方で、幼稚園バスに対しては上記規定にて、安全設備や座席に関して適切な規格が求められている。車両管理に関する豊富な知識を有したオートリース会社が幼稚園と協力し車両の管理を行うことで、より安全性を高めることが可能である。また、既存の車両管理に係る規定を遵守したうえで、多様なサービス提供が可能となり、台湾における交通サービスの安全性向上に寄与するものとする。

- ・ ついては、上記記載の第二条、第三条はじめその他関連する条項を、リース会社が保育園に対し車両をリースできるよう修正の検討をお願いしたい。

(合弁会社部会)

#### テーマ54 警備会社等にて使用する現金輸送車をリース車両の対象とすることについて(継続事項)

**要望事項** 警備会社等が保有する現金輸送車のリース解禁をご承認頂きたい

- 補充説明**
- ・ 現状、警備会社等にて使用している現金輸送車については、リース会社から顧客企業への車両をリースにて提供することが認められておらず、顧客は自社購入(割賦での購入も含む)して対応をしている状況。一方、日本においては、以前より現金輸送車のリースが認められて普及している。
  - ・ 当該車両は特殊車両であり、車両管理に関する豊富な経験と知識を有したオートリース会社が警備会社等と協力し整備等の車両管理を行い、運行の安全性を高めることにより、台湾における交通サービスの安全性向上に寄与するものとする。
  - ・ 2022年度の内政部からの白書回答では、警備業法でカーリースの利用を禁止していないとのことだが、交通部からの白書回答では、以下の規定により、警備会社が保有する車両は警備会社名義の車両でなければならない、との見解となっている。交通部としては、内政部が本規定の解禁に向けて検討した場合は、交通部はそれを受けてナンバープレートの交付ができるとの回答。このように、内政部と交通部にて現状の認識が異なる為、実質的にリース解禁の提案は承認頂けていない状況。両機関にて意見の摺り合わせとリース解禁に向けた協議を開始して頂きたい。

⇒参考資料：保全公司特殊安全装置運鈔車應有設備審驗規定

(台内警字第0920078202號令)

(合弁会社部会)

【テーマ11参考資料①】5県産食品に対する輸入規制緩和後における台湾側の措置に関する事例について

5 県産食品に対する輸入規制緩和後における台湾側の措置に関する事例について

2023年6月21日

(1) 5 県産食品の輸入規制緩和（令和4年2月21日より適用）

輸出時の提出書類：産地証明書，放射性物質検査報告書

輸出時の台湾で輸入が許可される放射性物質の基準値：100 Bq（ベクレル）/kg 以下

(2) 事象

輸出物：栗ペースト（アドバンフォース）100kg⇒現地で廃棄処分

輸出者：アドバンフォース

スケジュール：12/9 商品が台湾の通関で輸入不可勧告を受けた旨，茨城県庁より笠間市に連絡あり。

12/13 県庁から笠間市に現状報告

12/15 再輸出に向けた県との打合せ ※輸入者の選定

12/16 台湾の会社より対応不可の連絡あり ※輸入者の再選定

(3) 行政院農業部農糧署への放射能検査残留に関する確認結果

笠間の栗ペーストを台湾に輸入する際に，通関での放射能検査で7.9ベクレルだけ検出されましたが，衛生福利部食品薬物管理署の同意を得ていなかったため，現地で廃棄処分するしかなかった件について，食品薬物管理署に確認しました。

食品薬物管理署は今まで立法院（国会）で決議した内容に沿って輸入製品の放射能検査を行ってきました。しかし，決議の内容はどれぐらいの検出量がよいか判定の基準が定められていないため，放射能残留が検出される場合，「道徳的勧告」で輸入不可の勧告を出します。本来であれば台湾での基準値100ベクレルを下回ると輸入可能になりますが，衛生福利部では100ベクレルの基準値は採用されませんでした。現在，勧告が出された輸入製品に対して，輸入業者では①返送②ほかの場所に転送③現地で廃棄処分の3つの方法で対応することができます。しかし，なぜ今回栗ペーストの件で業者が現地で廃棄処分することを選んだかも食品薬物管理署の職員も分からないとのこと。

以上

## 【テーマ11参考資料②】食品薬物管理署ホームページの日本輸入食品の放射能検出事例

表三、日本輸入食品検出微量放射食品資料

| 序號  | 送様日期      | 品名               | 分類別  | 碘-131<br>(貝克/公斤) | 鉍-134<br>(貝克/公斤) | 鉍-137<br>(貝克/公斤) | 鉍-134+鉍-137<br>(貝克/公斤) | 産地 | 備註            |
|-----|-----------|------------------|------|------------------|------------------|------------------|------------------------|----|---------------|
| 249 | 112.6.17  | 越桔萃取物            | 其他食品 | -                | -                | 15.7             | 15.7                   | 愛知 | 已勸導業者退關       |
| 248 | 111.12.6  | 冷凍栗子醬<br>冷凍粟ペースト | 其他食品 | -                | -                | 7.8              | 7.8                    | 茨城 | 已銷毀<br>廃棄     |
| 247 | 111.12.2  | 地瓜乾<br>干し芋       | 其他食品 | -                | 1.0              | 40.8             | 41.8                   | 樞木 | 已銷毀<br>廃棄     |
| 246 | 111.12.3  | 銀魚               | 水産品  | -                | -                | 4.2              | 4.2                    | 青森 | 已銷毀           |
| 245 | 111.10.31 | 冬菇               | 其他食品 | -                | -                | 16.8             | 16.8                   | 静岡 | 已銷毀           |
| 244 | 111.10.19 | 冬菇               | 其他食品 | -                | -                | 13.5             | 13.5                   | 静岡 | 已銷毀           |
| 243 | 111.10.21 | 乾香菇              | 其他食品 | -                | -                | 25.8             | 25.8                   | 鳥取 | 已退運           |
| 242 | 111.8.25  | 蒟蒻粉<br>こんにゃく粉    | 其他食品 | -                | -                | 4.8              | 4.8                    | 群馬 | 已退運<br>シップバック |
| 241 | 111.5.25  | 濃縮藍莓果汁           | 其他食品 | -                | -                | 1.3              | 1.3                    | 徳島 | 已退運           |
| 240 | 111.5.12  | 乾香菇              | 其他食品 | -                | -                | 9.0              | 9.0                    | 長野 | 已勸導業者退關       |

【食薬署のウェブページ】 <https://www.fda.gov.tw/TC/siteList.aspx?sid=2356>

## 【テーマ12参考資料】各行政機関の電子署名の適用排除の公告：

## 目録

|            |   |
|------------|---|
| 立法院        | 3 |
| 司法院        | 3 |
| 行政院        | 3 |
| 中央行政機關(部會) | 3 |
| 行政院農業委員會   | 3 |
| 動植物防疫檢驗局   | 3 |
| 林務局        | 3 |
| 水土保持局      | 3 |
| 漁業署        | 3 |
| 行政院原子能委員會  | 3 |
| 行政院公共工程委員會 | 3 |
| 行政院環境保護署   | 3 |
| 國家發展委員會    | 3 |
| 檔案管理局      | 3 |
| 內政部        | 3 |
| 警政署        | 3 |
| 外交部        | 4 |
| 國防部        | 4 |
| 財政部        | 4 |
| 國庫署        | 4 |
| 國有財產署      | 4 |
| 關務署        | 4 |
| 賦稅署        | 4 |
| 教育部        | 4 |
| 國民及學前教育署   | 4 |
| 法務部        | 4 |
| 交通部        | 4 |
| 觀光局        | 4 |
| 民用航空局      | 4 |
| 勞動部        | 4 |

1

## 各機關排除適用電子簽章法項目之公告

更新日期：111年8月5日

| 編號                | 行政機關     | 法令或行政機關之公告           | 日期                 | 公告資料 |
|-------------------|----------|----------------------|--------------------|------|
| <b>立法院</b>        |          |                      |                    |      |
| 1                 |          | 台立資字第 0911000051 號   | 民國 91 年 4 月 9 日    | ☞    |
| <b>司法院</b>        |          |                      |                    |      |
| 1                 |          | (91)院台資二字第 08387 號   | 民國 91 年 3 月 28 日   | ☞    |
| 2                 |          | 院台資一字第 0960026780 號  | 民國 96 年 12 月 20 日  | ☞    |
| 3                 |          | 院台資一字第 1050017621 號  | 民國 105 年 7 月 6 日   | ☞    |
| 4                 |          | 院台資一字第 1070004786 號  | 民國 107 年 2 月 21 日  | ☞    |
| 5                 |          | 院台資一字第 1080010291 號  | 民國 108 年 4 月 12 日  | ☞    |
| <b>行政院</b>        |          |                      |                    |      |
| 1                 |          | 院臺經字第 0910012123 號   | 民國 91 年 3 月 21 日   | ☞    |
| <b>中央行政機關(部會)</b> |          |                      |                    |      |
| <b>行政院農業委員會</b>   |          |                      |                    |      |
| 1                 | 動植物防疫檢驗局 | 農授防字第 1101510605 號   | 民國 110 年 10 月 27 日 | ☞    |
| 2                 | 林務局      | 農林務字第 1081710672 號   | 民國 108 年 12 月 13 日 | ☞    |
| 3                 |          | 農輔字第 1090022171 號    | 民國 109 年 01 月 30 日 | ☞    |
| 4                 | 水土保持局    | 農授水保字第 1081866085 號  | 民國 108 年 12 月 2 日  | ☞    |
| 5                 | 漁業署      | 農授漁字第 1101324468A 號  | 民國 110 年 2 月 26 日  | ☞    |
| <b>行政院原子能委員會</b>  |          |                      |                    |      |
| 1                 |          | 會法字第 11000140032 號   | 民國 110 年 10 月 14 日 | ☞    |
| <b>行政院公共工程委員會</b> |          |                      |                    |      |
| 1                 |          | 工程技字第 1080201212 號   | 民國 108 年 11 月 11 日 | ☞    |
| <b>行政院環境保護署</b>   |          |                      |                    |      |
| 1                 |          | 環署法字第 1080085217 號   | 民國 108 年 11 月 14 日 | ☞    |
| <b>國家發展委員會</b>    |          |                      |                    |      |
| 1                 | 檔案管理局    | 檔秘字第 1100023751A 號   | 民國 110 年 7 月 30 日  | ☞    |
| <b>內政部</b>        |          |                      |                    |      |
| 1                 | 警政署      | 警署外字第 0910071108-2 號 | 民國 91 年 5 月 3 日    | ☞    |

文化部.....4

金融監督管理委員會.....4

銀行局.....4

保險局.....4

證券期貨局.....4

經濟部.....4

國際貿易局.....4

地方縣(市)政府.....5

臺北市政府.....5

彰化縣政府.....5

高雄市政府.....5

高雄市稅捐稽徵處.....5

花蓮縣政府.....5

臺東縣政府.....5

臺東縣成功鎮公所.....5

臺東縣卑南鄉公所.....5

地方縣(市)議會.....5

宜蘭縣議會.....5

金門縣議會.....5

| 編號              | 行政機關     | 法令或行政機關之公告           | 日期                 | 公告資料 |
|-----------------|----------|----------------------|--------------------|------|
| <b>地方縣(市)政府</b> |          |                      |                    |      |
| <b>臺北市政府</b>    |          |                      |                    |      |
| 1               |          | 府法秘字第 09110303900 號  | 民國 91 年 3 月 28 日   | ☞    |
| 2               |          | 府捷聯字第 09326020400 號  | 民國 93 年 12 月 1 日   | ☞    |
| 3               |          | 府工建字第 09322964601 號  | 民國 93 年 12 月 31 日  | ☞    |
| <b>彰化縣政府</b>    |          |                      |                    |      |
| 1               |          | 府法制字第 09100697850 號  | 民國 91 年 4 月 18 日   | ☞    |
| <b>高雄市政府</b>    |          |                      |                    |      |
| 1               | 高雄市稅務稽徵處 | 高市稽服字第 1082450621 號  | 民國 108 年 11 月 14 日 | ☞    |
| <b>花蓮縣政府</b>    |          |                      |                    |      |
| 1               |          | 府行法字第 1080224829 號   | 民國 108 年 11 月 12 日 | ☞    |
| <b>臺東縣政府</b>    |          |                      |                    |      |
| 1               |          | 府財產字第 0910026309 號   | 民國 91 年 4 月 3 日    | ☞    |
| 2               | 臺東縣成功鎮公所 | 成鎮行字第 0002693 號      | 民國 91 年 4 月 2 日    | ☞    |
| 3               | 臺東縣卑南鄉公所 | (91)卑南鄉行字第 4238 號    | 民國 91 年 4 月 22 日   | ☞    |
| 4               |          | 府財支字第 1080247926 號   | 民國 108 年 11 月 21 日 | ☞    |
| <b>地方縣(市)議會</b> |          |                      |                    |      |
| <b>宜蘭縣議會</b>    |          |                      |                    |      |
| 1               |          | 金議法字第 1080002738 號公告 | 民國 108 年 11 月 6 日  | ☞    |

| 編號               | 行政機關     | 法令或行政機關之公告             | 日期                 | 公告資料 |
|------------------|----------|------------------------|--------------------|------|
| <b>外交部</b>       |          |                        |                    |      |
| 1                |          | 外授領秘字第 1096400114 號    | 民國 109 年 3 月 16 日  | ☞    |
| <b>國防部</b>       |          |                        |                    |      |
| 1                |          | (91)廣度字第 001085 號      | 民國 91 年 4 月 19 日   | ☞    |
| 2                |          | 廣度字第 0910002940 號      | 民國 91 年 11 月 1 日   | ☞    |
| <b>財政部</b>       |          |                        |                    |      |
| 1                | 國庫署      | 台財庫字第 11003769590 號    | 民國 110 年 10 月 4 日  | ☞    |
| 2                | 國有財產署    | 台財產管字第 10940000910 號   | 民國 109 年 2 月 12 日  | ☞    |
| 3                | 關務署      | 台財關字第 1111007306 號     | 民國 111 年 3 月 22 日  | ☞    |
| 4                | 賦稅署      | 台財稅字第 11104562890 號    | 民國 111 年 4 月 7 日   | ☞    |
| <b>教育部</b>       |          |                        |                    |      |
| 1                |          | 臺教資(五)字第 1080168259A 號 | 民國 108 年 12 月 16 日 | ☞    |
| 2                | 國民及學前教育署 | 臺教國署人字第 1080153791A 號  | 民國 108 年 12 月 30 日 | ☞    |
| <b>法務部</b>       |          |                        |                    |      |
| 1                |          | 法律字第 0910700139 號      | 民國 91 年 3 月 21 日   | ☞    |
| 2                |          | 法律字第 11003512280 號     | 民國 111 年 1 月 12 日  | ☞    |
| <b>交通部</b>       |          |                        |                    |      |
| 1                | 觀光局      | 交路(一)字第 10862004851 號  | 民國 108 年 11 月 21 日 | ☞    |
| 2                | 民用航空局    | 企法字第 10850286371 號     | 民國 108 年 11 月 14 日 | ☞    |
| <b>勞動部</b>       |          |                        |                    |      |
| 1                |          | 勞働法制字第 1080165595 號    | 民國 108 年 11 月 20 日 | ☞    |
| <b>文化部</b>       |          |                        |                    |      |
| 1                |          | 文規字第 10830336782 號     | 民國 108 年 12 月 3 日  | ☞    |
| <b>金融監督管理委員會</b> |          |                        |                    |      |
| 1                | 銀行局      | 金管銀合字第 11002269731 號   | 民國 110 年 12 月 14 日 | ☞    |
| 2                | 保險局      | 金管保綜字第 11004943541 號   | 民國 110 年 11 月 12 日 | ☞    |
| 3                | 證券期貨局    | 金管證發字第 1100365352 號    | 民國 110 年 12 月 10 日 | ☞    |
| <b>經濟部</b>       |          |                        |                    |      |
| 1                | 國際貿易局    | 經投資字第 11140007630 號    | 民國 111 年 2 月 17 日  | ☞    |

【テーマ27参考資料】 発電事業者からBOEへの要求事項、現時点でのBOE回答

經濟部

## 五、試運轉轉供優化

TOWIA  
台灣離岸風電產業協會  
Taiwan Offshore Wind Industry Association

1. 為進一步優化風場專案整體財務規劃，建請 大部評估考量發電業者可於取得電業執照前獲得早期金流之機制。
2. 建請大部評估規劃發電業者可獲得早期金流之同時，亦准予計算並發行再生能源憑證(T-REC)，或發行類憑證之臨時性證明文件 或是相關可查詢系統以證明所產生電力為再生能源，以協助企業用戶計算並配置購買綠電，作為企業用戶履行環境效益義務之憑據。

A==

朝與躉購費率機制一致：目前試運轉轉供機制與躉購機制相同，先記錄併聯試運轉轉供電量，後於取得電業執照，才可以營業。

9

【テーマ44参考資料】 IEC規格editionによる主な違いと各国の状況

参考資料: IEC規格editionによる主な違いと各国の状況

## Explanation of IEC 60335-2-40 7th edition and previous editions

### • Major changes in IEC editions

| IEC60335's edition                 | 5 <sup>th</sup> edition (2013)<br>5.1 <sup>th</sup> edition (2016)  | 6 <sup>th</sup> edition (2018)  | 7 <sup>th</sup> edition (2022)   |
|------------------------------------|---|---|--|
| Overview                           | No major change from Ed. 4.2  | A2L relaxation  | A2/A3 relaxation   |
| Flammable refrigerant requirements | Refrigerant charge calculation was firstly defined in Ed. 4.2. Ed.5 has the same requirements.<br>Flammable refrigerant are normally only allowed up to m1. | Charge caps (m1, m2, m3) for A2L are separated from A2/A3 caps. More A2L charge is allowed.   | Mitigation measures for A2/A3 were added > More A2/A3 charge is partially allowed.<br><ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Circulation</li> <li>✓ ETRS concept</li> <li>✓ Releasable charge concept</li> </ul> |
| A2L concept                        | Ed.4.2 didn't have A2L category.<br>A2L is added and separated from A2/A3 flammable refrigerants.   | Mitigation measures for A2L were added > <b>More A2L charge is allowed.</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Circulation</li> <li>✓ Ventilation</li> <li>✓ ETRS* concept</li> <li>✓ Ignition source exemptions</li> </ul> <small>*ETRS = Enhanced Tightness Refrigeration System</small> | The requirements for A2L ETRS will be relaxed further.<br><ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Charge limit 50% LFL → Expanded to 75% LFL</li> </ul>   |
| 各国の状況                              | 台湾(2013版)   | オーストラリア<br>ニュージーランド   | EU<br>日本<br>アメリカ(2024更新予定)   |

【テーマ52参考資料】 APPENDIX D. DEVELOPMENT OF SUPPLEMENTAL TESTING INSTRUCTIONS FOR SET-UP AND TESTING -INFORMATIVE

AHRI STANDARD 1230 (I-P)-2021

## APPENDIX D. DEVELOPMENT OF SUPPLEMENTAL TESTING INSTRUCTIONS FOR SET-UP AND TESTING - INFORMATIVE

**D1 Purpose.** The purpose of this appendix is to provide guidance for manufacturers to develop the STI to detail the manufacturer's requirements for installation of a VRF System in a testing laboratory. Manufacturer shall provide Supplemental Testing Instructions, in accordance with Appendix D, 10 CFR §429.12, 10 CFR §429.43 and 10 CFR §429.70, for testing their equipment. This will allow for a uniform approach to determine minimum and other Standard Rating metrics. For official Supplemental Testing Instruction requirements, refer to 10 CFR Parts 429 and 431.

**D2 Background.** Manufacturers are required to certify ratings to the Department of Energy. In 10 CFR §429.43 Commercial heating, ventilating, air conditioning (HVAC) equipment) it is stated:

“(4) Pursuant to § 429.12(b)(13), a certification report must include supplemental information submitted in PDF format. The equipment-specific, supplemental information must include any additional testing and testing set up instructions (e.g., charging instructions) for the basic model; identification of all special features that were included in rating the basic model; and all other information (e.g., operational codes or component settings) necessary to operate the basic model under the required conditions specified by the relevant test procedure. A manufacturer may also include with a certification report other supplementary items in PDF format (e.g., manuals) for DOE consideration in performing testing under subpart C of this part. The equipment-specific, supplemental information must include at least the following:

“(v) Variable refrigerant flow multi-split air conditioners with cooling capacity less than 65,000 Btu/h (3-phase): The nominal cooling capacity in British thermal units per hour (Btu/h); outdoor unit(s) and indoor units identified in the tested combination; components needed for heat recovery, if applicable; rated airflow in standard cubic feet per minute (SCFM) for each indoor unit; water flow rate in gallons per minute (gpm) for Water-source units only; rated static pressure in inches of water; compressor frequency set points; required dip switch/control settings for step or variable components; a statement whether the model will operate at test conditions without manufacturer programming; any additional testing instructions, if applicable; if a variety of motors/drive kits are offered for sale as options in the basic model to account for varying installation requirements, the model number and specifications of the motor (to include efficiency, horsepower, open/closed, and number of poles) and the drive kit, including settings, associated with that specific motor that were used to determine the certified rating; and which, if any, special features were included in rating the basic model. Additionally, upon DOE request, the manufacturer must provide a layout of the system set-up for testing including charging instructions consistent with the installation manual.

“(vi) Variable refrigerant flow multi-split heat pumps with cooling capacity less than 65,000 Btu/h (3-phase): The nominal cooling capacity in British thermal units per hour (Btu/h); rated heating capacity in British thermal units per hour (Btu/h); outdoor unit(s) and indoor units identified in the tested combination; components needed for heat recovery, if applicable; rated airflow in standard cubic feet per minute (SCFM) for each indoor unit; water flow rate in gallons per minute (gpm) for Water-source units only; rated static pressure in inches of water; compressor frequency set points; required dip switch/control settings for step or variable components; a statement whether the model will operate at test conditions without manufacturer programming; any additional testing instructions, if applicable; if a variety of motors/drive kits are offered for sale as options in the basic model to account for varying installation requirements, the model number and specifications of the motor (to include efficiency, horsepower, open/closed, and number of poles) and the drive kit, including settings, associated with that specific motor that were used to determine the certified rating; and which, if any, special features were included in rating the basic model. Additionally, upon DOE request, the manufacturer must provide a layout of the system set-up for testing including charging instructions consistent with the installation manual.

“(vii) Variable refrigerant flow multi-split air conditioners with cooling capacity greater than or equal to 65,000 Btu/h: The nominal cooling capacity in British thermal units per hour (Btu/h); outdoor unit(s) and indoor units identified in the tested combination; components needed for heat recovery, if applicable; rated airflow in standard cubic feet per minute (SCFM) for each indoor unit; water flow rate in gallons per minute (gpm) for Water-source units only; rated static pressure in inches of water; compressor frequency set points; required dip switch/control settings for step or variable components; a statement whether the model will operate at test conditions without manufacturer programming; any additional testing instructions if applicable; if a variety of motors/drive kits are offered for sale as options in the basic model to account for varying installation requirements, the model number and specifications of the motor (to include efficiency, horsepower, open/closed, and number

46

## AHRI STANDARD 1230 (I-P)-2021

of poles) and the drive kit, including settings, associated with that specific motor that were used to determine the certified rating; and which, if any, special features were included in rating the basic model. Additionally, upon DOE request, the manufacturer must provide a layout of the system set-up for testing including charging instructions consistent with the installation manual.

“(viii) Variable refrigerant flow multi-split heat pumps with cooling capacity greater than or equal to 65,000 Btu/h: The nominal cooling capacity in British thermal units per hour (Btu/h); rated heating capacity in British thermal units per hour (Btu/h); outdoor unit(s) and indoor units identified in the tested combination; components needed for heat recovery, if applicable; rated airflow in standard cubic feet per minute (SCFM) for each indoor unit; water flow rate in gallons per minute (gpm) for Water-source units only; rated static pressure in inches of water; compressor frequency set points; required dip switch/control settings for step or variable components; a statement whether the model will operate at test conditions without manufacturer programming; any additional testing instructions if applicable; if a variety of motors/drive kits are offered for sale as options in the basic model to account for varying installation requirements, the model number and specifications of the motor (to include efficiency, horsepower, open/closed, and number of poles) and the drive kit, including settings, associated with that specific motor that were used to determine the certified rating; and which, if any, special features were included in rating the basic model. Additionally, upon DOE request, the manufacturer must provide a layout of the system set-up for testing including charging instructions consistent with the installation manual.

“(ix) Water-source variable refrigerant flow heat pumps: The nominal cooling capacity in British thermal units per hour (Btu/h); rated heating capacity in British thermal units per hour (Btu/h); rated airflow in standard cubic feet per minute (SCFM) for each indoor unit; water flow rate in gallons per minute (gpm); rated static pressure in inches of water; refrigeration charging instructions (e.g., refrigerant charge, superheat and/or subcooling temperatures); frequency set points for variable speed components (e.g., compressors, VFDs), including the required dip switch/control settings for step or variable components; a statement whether the model will operate at test conditions without manufacturer programming; any additional testing instructions if applicable; if a variety of motors/drive kits are offered for sale as options in the basic model to account for varying installation requirements, the model number and specifications of the motor (to include efficiency, horsepower, open/closed, and number of poles) and the drive kit, including settings, associated with that specific motor that were used to determine the certified rating; and which, if any, special features were included in rating the basic model. Additionally, upon DOE request, the manufacturer must provide a layout of the system set-up for testing including charging instructions consistent with the installation manual.”

**D3 Supplemental Testing Instructions.** Manufacturers of VRF Systems are required to develop and submit Supplemental Testing Instructions for each Basic Model to ensure that their VRF Systems can be properly installed in the laboratory and tested by a third party testing organization. The following lists include the requirements identified in 10 CFR §429.43 as a reference only, followed by suggested additional inclusions to the STI for each Basic Model:

**D3.1 10 CFR §429.43 Required STI Inclusion (provided for information in this standard).**

- D3.1.1** System Nominal Cooling Capacity, Btu/h
- D3.1.2** System Standard Rating Heating Capacity, Btu/h (High-Temperature Steady State Heating for Air-Source)
- D3.1.3** Water flow rate per test, gpm
- D3.1.4** Rated static pressure, in H<sub>2</sub>O, where applicable
- D3.1.5** Rated Airflow per test, scfm
- D3.1.6** Compressor Frequencies per test
- D3.1.7** Required dip switch and Control Setting(s) per test
- D3.1.8** Confirmation statement to the requirement of an additional manufacturer software/hardware in order to perform rating tests.
- D3.1.9** Additional Test Instructions (general)
- D3.1.10** Motor/Drive Kit options for different field applications
  - D3.1.10.1** For each motor kit option: motor efficiency, horsepower, open/closed windings/number of poles
- D3.1.11** Drive kit settings per test
- D3.1.12** Special features or accessories required to obtain the listed rating.
- D3.1.13** Layout of the system for testing purposes
- D3.1.14** Charge instructions or a reference to the installation manual procedure for refrigerant charge
- D3.1.15** Items required to permit heat recovery

**AHRI STANDARD 1230 (I-P)-2021**

**D3.1.16** Any referenced or included MII (or version identification) used for ratings.

**D3.2** *Recommended Items to be Included in Supplemental Testing Instructions.*

- D3.2.1** Identify the Tested Combination
- D3.2.2** ODU set-up especially for Combined Modules
- D3.2.3** Set-up for IDUs in the test room(s)
- D3.2.4** Nominal Cooling Capacity of each Indoor Unit
- D3.2.5** Identify if the Oil Recovery Mode occurs in less than two hours
- D3.2.6** Allocation of IDU's for SCHE testing (For heat recovery systems, identify the split of the IDUs between heating and cooling)
- D3.2.7** Refrigerant piping diagram
- D3.2.8** Power wiring diagram
- D3.2.9** Control wiring diagram
- D3.2.10** Identify the System Control device required for testing
- D3.2.11** Define which ODUs/compressors will be operating for each test
- D3.2.13** Airflow-control Settings per each Indoor Unit
- D3.2.14** System break-in requirements
- D3.2.15** Steady-State Test Critical Parameter Adjustment Instructions
- D3.2.16** Liquid flow rate per module (applicable for VRF Water-source Heat Pump system)
- D3.2.17** Standard options used for rating tests

**D3.3** *CVP Data Requirements.*

- D3.3.1** If applicable, the required thermostat set points to ensure control for 80°F dry bulb temperature, accounting for Set Point Bias. Adjustments for set point offset are addressed separately in section 5.1.5.2
- D3.3.2** The starting indoor dry bulb temperature for the CVP shall be specified in the STI and must be between 82°F and 86°F.
- D3.3.3** The indoor dry bulb temperature ramp rate R2
- D3.3.4** Model numbers of Tested Combination Indoor Units
- D3.3.5** The indoor units to be Thermally Active for testing shall be specified in the STI for all load points. The indoor units to be Thermally Active for the 25% load point must represent no more than a Connected Capacity of 50%.
- D3.3.6** The operational settings of all critical parameters to be overridden during steady-state testing shall be reported in the STI for each load point. A unique ID shall be given to each component to identify operation during testing. Use Table D1 as an example template for reporting critical parameter values. The number and composition of overridden critical parameters is unique for each basic model.

| Critical Parameters |           |                   | Test Load Point |     |     |     |
|---------------------|-----------|-------------------|-----------------|-----|-----|-----|
| Group               | Unique ID | Measurement Units | 100%            | 75% | 50% | 25% |
| Compressor          | Comp 1    | Hz                |                 |     |     |     |
| Compressor          | Comp 2    | Hz                |                 |     |     |     |
| Outdoor Fan         | ODF 1     | RPS               |                 |     |     |     |
| Outdoor Fan         | ODF 2     | RPS               |                 |     |     |     |
| Modulating Valve    | MV 1      | Pulses            |                 |     |     |     |
| Modulating Valve    | MV 2      | Pulses            |                 |     |     |     |
| Modulating Valve    | MV 3      | Pulses            |                 |     |     |     |

**D4** *Examples of PDF Graphics.* Typical wiring and piping diagrams for VRF Systems can be seen in Figure D1, Figure D2, and Figure D3 below

AHRI STANDARD 1230 (I-P)-2021

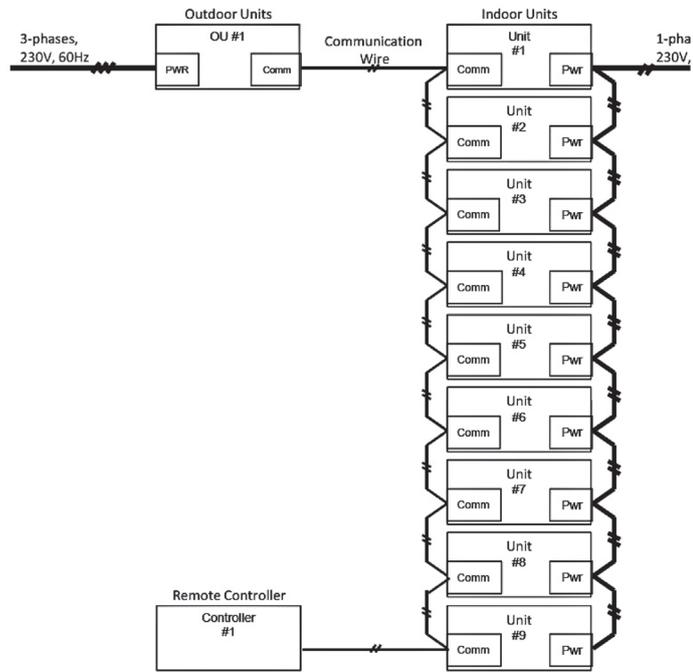


Figure D1. Typical Wiring Diagram for Heat Pump

【テーマ54参考資料】保全公司特殊安全装置運鈔車應有設備審驗規定  
(台內警字第0920078202號令)：

**內政部主管法規共用系統**

列印時間：111.05.13 14:01

法規內容

法規名稱：保全公司特殊安全装置運鈔車應有設備審驗規定

公發布日：民國 0 年 00 月 00 日

修正日期：民國 92 年 06 月 30 日

發文字號：台內警字第0920078202號令

法規體系：警政

一 本規定依保全業法第八條第二項規定訂定之。

二 審驗程序：

(一) 保全公司申請運鈔業務、應檢具下列資料一式二份、一份置於轄區警察局備查、一份報送保全業中央主管機關審查：

- 1 運鈔車規格之照片圖說。
- 2 防彈測試證明：防彈材質須具有點三八及點四五手槍等級以上之防彈功能證明及保固期限證明。
- 3 自動報警系統之規格照片、功能圖說。
- 4 防盜、防搶裝置之規格照片、功能圖說。
- 5 交通監理機關核發之行車執照證明。
- 6 具結書：具結書內容應具明本公司所使用之運鈔車和改裝、維護不良或未具防彈測試證明之實質標準、致損害客戶權益者、應負一切法律上之責任。

(二) 勘驗標準：

- 1 運鈔車規格照片圖說、行車執照證明是否與運鈔車實體相符。
- 2 自動報警系統：須於運鈔車裝設下列二項設備：
  - (1) 遙控(手動) 語音或聲光警報器。
  - (2) 行動電話車裝台、VHF 高頻率無線電設備、中斷式無線電車裝台、或其他經測試合於運鈔車使用、並經保全業中央主管機關認可之行動通訊設備。
- 3 防盜、防搶裝置：須於運鈔車裝設下列三項設備：
  - (1) 固定之保險箱。
  - (2) 所有車門於發生緊急事故時、可控制皆由內部開啟、不能直接由外部開啟。
  - (3) 自動停駛系統、或經測試合於運鈔車使用、並經保全業中央主管機關認可之車輛定位系統。

三 保全公司申請經營現金或其他貴重物品運送之安全維護業務、應檢具下列資料一式二份、一份報送中央主管機關審查、一份置於轄區警察局備查：

(一) 運鈔車規格之照片、圖說。

(二) 防彈測試證明：防彈材質須具有點三八、九〇手槍或與美國司法部國家司法協會所定防彈測試標準、達 NIJ0108001 IIIA 級同等級以上之防彈功能證明及保固期限證明。

(三) 自動報警系統規格之照片、功能圖說。

(四) 防盜、防搶裝置規格之照片、功能圖說。

(五) 交通監理機關核發之行車執照影本。該車輛如非屬籌設中之公司所有、須加附於公司設立登記後所有權移轉予公司所有之讓渡書、且須於開業前移轉為公司所有。

(六) 切結書：切結書內容應載明本公司所使用之運鈔車如因改裝、維護不良或未具防彈測試證明之實質標準、致損害客戶權益者、應負一切法律上之責任。

四 特殊安全装置運鈔車審驗規定如下：

- (一) 運鈔車規格之照片、圖說、行車執照證明是否與運鈔車實體相符。
- (二) 車身或其他明顯處、須有醒目之〇〇保全字樣、字樣為標楷體(每字長、寬各二十公分以上)。
- (三) 車身顏色不得與警用巡邏車相同。
- (四) 經交通監理機關檢驗合格、並處於勤用狀態。
- (五) 自動報警系統規格之照片、功能圖說、是否與運鈔車自動報警系統實體相符。
- (六) 防盜、防搶裝置規格之照片、功能圖說、是否與運鈔車防盜、防搶裝置實體相符。

資料來源：內政部主管法規共用系統